

春野関脇市営住宅13号棟解体工事

図 面 リ ス ト					
意 匠 ・ 構 造				電 気 ・ 機 械	
図面番号	図 面 名 称	図面番号	図 面 名 称	図面番号	図 面 名 称
A-01	解体特記仕様書 (1)	A-13	展開図 (2) (参考図)	E-01	電気設備 平面図 (参考図)
A-02	解体特記仕様書 (2)	A-14	建具配置図 (参考図)	E-02	照明器具姿図 (参考図)
A-03	付近見取図・工事概要・配置図・仮設計画図	A-15	建具表 (参考図)		
A-03-1	外構撤去・解体完了敷地図			M-01	給排水ガス設備 屋外配管図 (参考図)
A-04	外部・内部仕上表 (参考図)	B-01	地質柱状図・調査位置図 (参考図)	M-02	給排水ガス設備 平面図 (参考図)
A-05	平面図・屋根伏図 (参考図)	B-02	基礎伏図・基礎詳細図 (参考図)		
A-06	床伏図・天井伏図 (参考図)	B-03	2・R階 梁伏図 (参考図)		
A-07	立面図 (住棟本体) (参考図)	B-04	軸組図 (参考図)		
A-08	増築棟・付属建築物立面図 (参考図)	B-05	部材リスト表 (参考図)		
A-09	住棟本体断面図 (参考図)	B-06	屋根・床スラブ 配筋図 (参考図)		
A-10	矩計図・階段詳細図 (参考図)	B-07	構造詳細図 1 (参考図)		
A-11	平面詳細図 (参考図)	B-08	構造詳細図 2 (参考図)		
A-12	展開図 (1) (参考図)				

春野閑脇市営住宅13号棟解体工事 特記仕様書

I 工 事 概 要

1. 工事場所

高知市春野町弘岡下163番地1

2. 工事種目

【13号棟】鉄筋コンクリート造2階建て 延べ面積118.62㎡
【増築棟①】木造 平家建て 延べ面積21.18㎡
【増築棟②】木造 平家建て 延べ面積2.36㎡
【付属建物①～④、外構】
解体工事 一式

3. 関連工事等

・電気設備工事 ・機械設備工事 ・ガス設備工事 ・昇降機設備工事 ・植栽工事
・合併処理装置設置工事 ・外構工事

4. 概成工期

完成期限の（ ）日前 （令和 年 月 日）

II 建 築 工 事 仕 様

1. 特記仕様

1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印のつかない場合は、※印の付いたものを適用する。
○印と※印の付いた場合は、共に適用する。
3) 特記事項に記載のく内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。
特記事項に記載の（ ）内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。
特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、「公共建築工事改修標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

2. 適用基準等

図面及び特記事項に記載されていない事項は、以下による。

※ 建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
・公共建築工事標準仕様書 (令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
・公共建築改修工事標準仕様書 (令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
○ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル (令和3年3月 令和4年3月訂正版) 厚生労働省、環境省

3. 「週休2日制モデル工事」の実施について

○対象 (・発注者指定型 ○受注者希望型)
本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」実施要領(営繕工事編)による。
(https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhtsuka.html)
・対象外(理由:)

項 目

特 記 事 項

一般共通事項

① 工事実績情報システム(CORINS)への登録(請負金額500万円以上)(受注、変更、完成時)

登録の手続きについては、(一財)日本建設情報総合センターの「建設実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約」による。

2 総合工程表

原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。

③ 工事日誌

週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。
また、工事の経過が明確にわかる写真を貼付すること。

④ 工事写真

工事写真は1版程度とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出する。(A4版台紙)
撮影方法は、「営繕工事写真撮影要領(令和5年版)」による。
デジタル工事写真の黒板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承諾を受ける。
なお、実施については、国技建管第14号(令和5年3月1日付)「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」による。

⑤ 下請負者の報告

各下請負者については下請負契約前に監督職員に報告する。

6 電気保安技術者

適用する

⑦ 施工条件

施工日及び施工時間 ※1.3.5(1)(7)による。
工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所 ※仮囲い ○図示
その他の施工条件
※資機材の搬出入時には、専任の誘導員を配置する。その他の場合でも、工事関係車両(乗用車も含む)が敷地内を通行する際には必ず誘導するものをつけ、公道まで徐行する。
・登下校時間帯や休み時間等は車両の通行を中止する等必要な配慮をする。
○施工に際し、道路法及び道路交通法に基づき、事前に必要な許可を得ること。なお、高知市道路占用料徴収条例による道路占用料は別途とする。
交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。
配置人員等 ・令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間は 名常駐する。
・作業日は 名常駐する。その他監督職員と協議し、適宜配置する。
○監督職員と協議し、適宜配置する。
配置人員の資格
・1名以上/1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者(1級又は2級)を配置する工事。
※交通誘導に關し、1名以上/1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。

資格	資格要件	配置人数
1, 2級交通誘導警備検定合格者(交通誘導警備員A)	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実地試験を行い、専門的な知識及び技能を有すると認められたもの	人
交通誘導に關し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)	警備業法における指定講習を受講したものの警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に關する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの	30人

なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出する。また、警備員等に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同様の資料を提出する。

項 目

特 記 事 項

⑨ 工事安全計画書

建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。

⑩ 統括安全衛生管理義務者の指名

労働安全衛生法第30条第2項に基づき指名をする。 <1.3.6>

⑪ 発生材の処理

<1.3.10><4.1.4><4.3.1～2>
産業廃棄物の運搬、処分等については、<1.3.10>より適切に処分するものとし、事前に処理計画書を提出する。
産業廃棄物の運搬あるいは処分を他業者に委託する場合は、書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。
自己処分場で処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けたうえで承諾を得る。(積替・保管についても同様とする)
産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下廃棄物処理法という)施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。
また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影(現場搬出時及び処分場到着時)し、随時監督職員に報告する。
廃棄物処理法を遵守し、工期内に最終処分(埋立処分、海洋投入処分又は再生)を終了しなければならない。
また、産業廃棄物管理票(以下マニフェストという)により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にそのE票の写しを提出する。
ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。
この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのB2票の写しを提出する。また、最終処分終了後速やかにE票の写しを提出する。
なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。
・引き渡しを要するもの <1.3.10><5.4.1>
(・PCB含有物 ・PCB含有物及び金属類 ※無し)

種類	保管処分	保管場所または処分先及び処分方法
PCBを含む機器類		
・変圧器	※保管・処分	※監督職員の指示する場所
・コンデンサ	※保管・処分	※監督職員の指示する場所
・蛍光灯器具の安定器	※保管・処分	※監督職員の指示する場所
・HID灯の安定器	※保管・処分	※監督職員の指示する場所
・リアクトル	※保管・処分	※監督職員の指示する場所
・コンデンサ用放電コイル	※保管・処分	※監督職員の指示する場所
・その他()	※保管・処分	※監督職員の指示する場所
・PCB含有シーリング材	※保管・処分	※監督職員の指示する場所
・金属類	※保管・処分	※監督職員の指示する場所

⑫ 石綿含有建材の調査

事前調査範囲 ※改修範囲
貸与資料 ※有 (○既存の設計図書 ○7号棟石綿含有建材分析調査報告書) <1.4.1>
分析調査 ※書面調査及び現地での目視調査の結果により、監督職員と協議する。
・行う (調査建材使用部位 調査建材名 検体数)
分析方法 ※定性分析
定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。
規模要件に応じて石綿事前調査結果報告システム(Gビズ)による報告を行うこと
(http://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp)
調査報告者は建築物石綿含有建材調査者等とする

13 施工数量調査

調査範囲 ※図示 ・解体工事範囲すべて <1.5.2>
調査方法 ※目視またはスケール等による計測

⑭ 工事の保険

工事請負契約後、速やかに工事目的物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。保険期間は、工事着工のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。

⑮ 契約保証

※金銭的保証方式
・有 ○無

⑯ 技能士及び技能資格者

※とび(二級又は足場組立作業主任者) <1.6.2>
当該資格を有することが確認できる書類(運転免許証等)の写しを提出すること。

⑰ 事業損失補償

現場説明書による。

⑱ 不当要求等への対応

暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害(以下この文において「不当介入」という。)の排除については次による。
a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者からの工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。
b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。
c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力し、不当介入の排除処理を講じなければならない。
d) 受注者が不当介入の報告を怠った場合、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。

⑳ 工事特性等

受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に計画内容を所定の様式で監督職員に提出する。
また、実施後、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出する。

仮設工事

① 騒音・粉じん等の対策

騒音・粉じん対策 ※防音シート ・防音パネル ・養生シート ・図示 <2.2.1>
設置範囲 ※図示 ○外部足場架設面全て

② 騒音測定等

解体作業中はデジタル式の(※騒音計 ※振動計)を設置し、記録すること。また、記録したものを報告書として提出すること。なお、関連法令で定める数値を上回った場合は、作業を中止し、監督職員に速やかに報告すること。
測定点 ※敷地境界(1)か所:詳細な位置は監督職員との協議による
・図示 ・その他()
※図示
・設ける ※設けない <2.3.1>

③ 仮囲い

④ 監督職員事務所

⑤ 監督職員の備品等

備品等の設置 <2.3.1>

備品の種類	機・椅子	書 棚	黒 板	P C	掛 時 計
数 量	組	台	枚	台	個
備品の種類	温 度 計	ゴ ム 長 靴	雨 が っ ば	保 護 帽	懐 中 電 灯
数 量	個	足	着	個	個
備品の種類	衣類ロッカー	冷暖房機器	消 火 器	湯 沸 器	加入電話付属器
数 量	人用	台	個	台	台
備品の種類	掃 除 具				
数 量	個				

構内既存の施設(用水) ・利用できる (※有償 ・無償) ※利用できない
構内既存の施設(電力) ・利用できる (※有償 ・無償) ※利用できない
構内既存の施設を利用できる場合で、無償の場合は、下記a)～e)による。
a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。
b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。
c) 工事用電源を既存建築物から分岐する場合は、原則、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、統括する回路の負荷状態を確認し、既設負荷への波及がないようにする。
また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。
構内既存の施設を利用できる場合で、有償の場合は、上記a)～e)に下記d)～e)を加える。
d) 工事用水は、既存設備に量水器を設けて、仮設配管を施し使用するものとする。
e) 工事用電力は、既存設備に電力計を設けて、仮設配電盤を設置し、使用するものとする。
四国電力送配電株式会社などの架空線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。
山留め工法 ・
山留めの撤去 ※撤去する ・存置する
抜き跡の処理 ※砂で充填する ・ <2.4.3>

解体施工

① 解体範囲

※図示(土中解体で図面に記載がない場合は、基礎捨てコンクリートまでとする。)
・その他()

② 解体作業注意事項

a) 解体機器は圧砕機を主体とし、振動・騒音等の発生防止に努める。
b) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、その他の関係法令等によるほか、工事に伴い発生する廃棄物は選別等を行い、リサイクル等再資源化に努めること。
c) 車両の出入りにおいては、道路を泥等で汚さないように留意すること。また、止むを得ず汚した場合は、速やかに清掃すること。
d) 解体作業中は散水等を行い、粉じん等の飛散防止に努め、廃材搬出車両には、飛散防止用のシートを被せて運行すること。
e) 工事作業者の通勤用車両での乗り込みは最小限に留め、全ての工事関係車両は進入路及び敷地内では徐行運転すること。
f) 工事関係車両は、周辺道路での待機及び路上駐車は行わないこと。
g) 施設関係者、通行者、近隣等に危害が及ばぬよう、騒音・振動及び工事関係車両の通行等に注意すること。
h) 以上の項目は受注者はもとより下請負者にも、周知徹底させること。

③ 浄化槽・排水槽等の措置

・行う(措置: ※下記のとおり・図示) <3.2.1>
浄化槽、排水槽等の汚水及び汚物について、事前に回収、洗浄、消毒等の措置を行い、異臭の発生並びに周囲及び地中への汚染を防止する。
※行わない(消毒洗浄済み)

4 オイルタンク、オイルサービスタンク及び配管内の廃油の措置

※行う(措置: ※下記のとおり・図示) <3.2.1>
事前に回収、洗浄等の措置を行い、異臭の発生並びに周囲及び地中への汚染を防止する。
・行わない <3.9.2>

⑤ 杭の処理

※撤去する ○存置する
(存置する杭の位置をプラスチック杭等で表示するとともに図面に記録して提出すること。)

⑥ さく、照明設備等の附属物の解体

※図示(土中解体で図面に記載がない場合は、基礎捨てコンクリートまでとする。)
・その他() <3.10.1>

7 樹木等の処理

撤去範囲 ※図示 ・移植(移植場所:) <3.11.1>
処理方法 ・伐採抜根

8 地下埋設物及び埋設配管

撤去範囲 ※図示 ・敷地境界まで <3.12.1>

⑨ 解体後の整地

※解体撤去後は、次により整地すること。 <3.13.1>
埋戻し土(※A種 ○B種 ・C種 ・D種) <3.2.3>

⑩ その他

・電灯等は、別途設備工事で撤去する。
○工事現場着手は電気工事の切り替え後とする。

工 事 名

春野閑脇市営住宅13号棟解体工事

図 面 名

解体特記仕様書(1)

2024.04

縮 尺

1 /

係

鈴木

係 長

菅岡

課長補佐

濱口

課 長

松本

図面番号

A-01

作 図

年

月

日

T・M建築設計事務所

高知市大津乙389-26 TEL088-866-7356 FAX088-866-7356

事務所登録 高知県知事登録第1130号

1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 長生

高知市 都市建設部 公共建築課

項目

特記事項

建設廃棄物の処理

①再生資源利用（促進）計画書及び実施書の提出（請負金額100万円以上）

再生資源利用（促進）計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し、提出は以下による。
a) COBRISについては、建設副産物情報センターのホームページ(<http://www.recycle.jacic.or.jp>)より、利用申請等を行うことができる。
b) 建設資材の利用量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式1）を、完成資料として監督職員に提出する。
c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式2）を、完成資料として監督職員に提出する。
d) 受注者は再生資源利用（促進）計画書（現場掲示用様式）を工事現場の見やすい場所に掲げること。
e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用（促進）計画書及び実施書を工事完成後5年間保存する。

②再資源化等

※建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物<4.4.1>
建設廃棄物の種類中間処理施設または再資源化施設等
※コンクリート※廃棄物処理法の許可等を受けた施設
※アスファルトコンクリート※廃棄物処理法の許可等を受けた施設
※木材※廃棄物処理法の許可等を受けた施設
※金属類
建設廃棄物の種類中間処理施設または再資源化施設等
※金属類※廃棄物処理法の許可等を受けた施設
※塩ビライニング鋼管
・資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品
建設廃棄物の種類中間処理施設または再資源化施設等
※小型二次電池（誘導灯、火災警報等）※廃棄物処理法の許可等を受けた施設
・資源有効利用促進法に基づく指定再利用促進製品
建設廃棄物の種類中間処理施設または再資源化施設等
※浴室ユニット、システムキッチン※廃棄物処理法の許可等を受けた施設
※再資源化可能処理施設
・建設資材廃棄物の再資源化
建設廃棄物の種類中間処理施設または再資源化施設等
・水銀使用製品※廃棄物処理法の許可等を受けた施設
（蛍光灯ランプHIDランプ）※水銀使用製品産業廃棄物の許可を受けた施設
・硬質ポリ塩化ビニル管継手※塩化ビニル管・継手協会の受入拠点施設
・ガラス※再資源化可能処理施設
・指定建設資材廃棄物の縮減
・木材
・建設廃棄物を再資源化し現場で利用
・粒度調整砕石（0～40mm）程度に破砕したコンクリート塊
再資源化するもの以外については、遮断型・管理型・安定型を確認の上、廃棄物処理法による許可を受けた施設にて適切に処理すること。<4.4.3>
環境大臣の認定を受けた事業者の認定書の写し及び本工事で取交わした覚書等の写しを監督職員に提出する。<4.4.2>
処理に注意を要する建設廃棄物<4.5.1>
※4.5.1.（ア）及び（イ）による。
4.5.1.（イ）（b）ひ素・カドミウム含有せっこうボードの処理
※管理型最終処分場で埋立処分製造業者に処分を委託

3産業廃棄物広域認定制度

4処理に注意を要する建設廃棄物

特別管理産業廃棄物等の処理

1施工計画調査

分析調査またはサンプリング調査<5.1.2><5.4.1>
PCBを含む機器類分析調査またはサンプリング調査
・変圧器
・コンデンサ
・蛍光灯、HID灯器具の安定器
・その他（）
・PCB含有シーリング材
・廃油
廃酸 廃アルカリ
・臭化リチウム水溶液
・電池の電解液
・ダイオキシン類
・PCB含有シーリング材の撤去※撤去する・撤去しない<5.4.1>
種類処分、処理方法処分先
・廃油※焼却処分※廃棄物処理法の許可等を受けた施設
・再生処理
廃酸 廃アルカリ※中和処理または焼却処分※廃棄物処理法の許可等を受けた施設
・臭化リチウム水溶液
・電池の電解液
・再生処理
・ダイオキシン類の解体方法及び処分方法は、ダイオキシン類対策特別措置法及び労働安全衛生法並びに廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づき、適切な解体方法及び処理を行うこと。

2特別管理産業廃棄物の処理等

項目

特記事項

石綿含有建材の除去及び処理

①石綿粉じん濃度測定

・行う○行わない<6.1.3>
測定時期測定場所測定名称測定点
・処理作業前・処理作業室内測定1※2点・3点
・施工区画周辺又は敷地境界測定2※2点・
※処理作業中・処理作業室内測定3※2点・
※セキュリティゾーン入口測定4※1点・
※集じん、排気装置の排出口（処理作業室外の場合）測定5※1点・
※施工区画周辺又は敷地境界測定6※4方向各1点
※処理作業室内測定7※2点以上・
（隔離シート撤去前）・施工区画周辺又は敷地境界測定8※4方向各1点
測定方法
・JIS K3850-1に基づいた測定（・測定4・測定5・測定6・測定7・）
・自動測定器による測定（・測定4・測定5・）
除去等<6.3.2><6.4.2～5><6.5.2>
種類使用材料除去工法区画除去材の飛散防止
・石綿含有吹付材・※湿潤化の後に除去<6.3.1>による※湿潤化・固形化
・石綿含有保温材等・※破壊して除去<6.3.1>～<6.3.4>による※湿潤化・固形化
・原形のまま手ばらし<6.4.1（イ）>による※湿潤化
・<6.4.2>～<6.4.4>による・行う<6.5.3.（イ）>による
○石綿含有成形板○石綿板○波形スレート※原形のまま手ばらし<6.5.2.（ア）>による※行わない
処分方法<6.3.3><6.4.3><6.5.3>
※管理型・安定型を確認の上、廃棄物処理法による許可を受けた施設で適切に処理すること
・<6.3.3.（エ）（b）>による
除去方法<6.6.1～5>
※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」による工法の内、飛散防止に関し隔離措置と同等と判断できる工法
処分方法<6.6.4>
※管理型・安定型を確認の上、廃棄物処理法による許可を受けた施設で適切に処理すること
除去範囲※図示
試験施工※行わない・行う

3石綿含有仕上塗材の除去等

特殊な建設副産物の処理

1特殊な建設副産物の処理等

施工計画調査<7.1.3>
特殊な建設副産物の種類分析調査
<7.1.2.（ア）>の特定物質
・冷媒フロン類
・建材用断熱材フロン
・ハロン類
・行う・行わない
・行う・行わない
・行う・行わない
<7.1.2.（イ）>の放射性同位元素
・イオン化式感知器
・行う・行わない
・<7.1.2.（ウ）>の六ふっ化硫黄ガス
・受変電機器
・行う・行わない
・<7.1.2.（エ）>のPFOS
・泡消火設備
・行う・行わない
<7.1.2.（オ）>の特定化学物質
・行う・行わない
処理等<7.3.1>
特殊な建設副産物の種類処理方法
<7.1.2.（ア）>の特定物質
・冷媒フロン類※フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき登録を受けた回収業者
・建材用断熱材フロン・特定家庭用機器再商品化法による※焼却による破壊処理が可能な処理施設
※ハロン消火設備設置業者等
<7.1.2.（イ）>の放射性同位元素
・イオン化式感知器※放射性同位元素等規制法その他関連法令に基づき製造業者等
・<7.1.2.（ウ）>の六ふっ化硫黄ガス
・受変電機器※製造業者
・<7.1.2.（エ）>のPFOS
・泡消火設備※廃棄物処理法に基づく処理業者
<7.1.2.（オ）>の特定化学物質※
・特定家庭用機器再商品化法による処理を行った場合は、回収業者が受領したことを示す書類の写しを監督職員に提出すること。

項目

特記事項

7号棟石綿含有建材分析調査結果一覧

場所	建材名	石綿含有有・無
外壁・軒天	仕上塗材（アクリルリシン・リシン吹付）	無
屋根	厚型スレート	無
内部壁	PB下地ビニールクロス貼	無
内部天井（DK・脱衣所）	化粧石膏ボード	無
内部天井（便所）	石綿板	有

工事名

係

係長

課長補佐

課長

図面番号

高知市都市建設部公共建築課

春野関脇市営住宅13号棟解体工事

図面名

解体特記仕様書（2）

2024.04

縮尺

1 /

作図

年

月

日

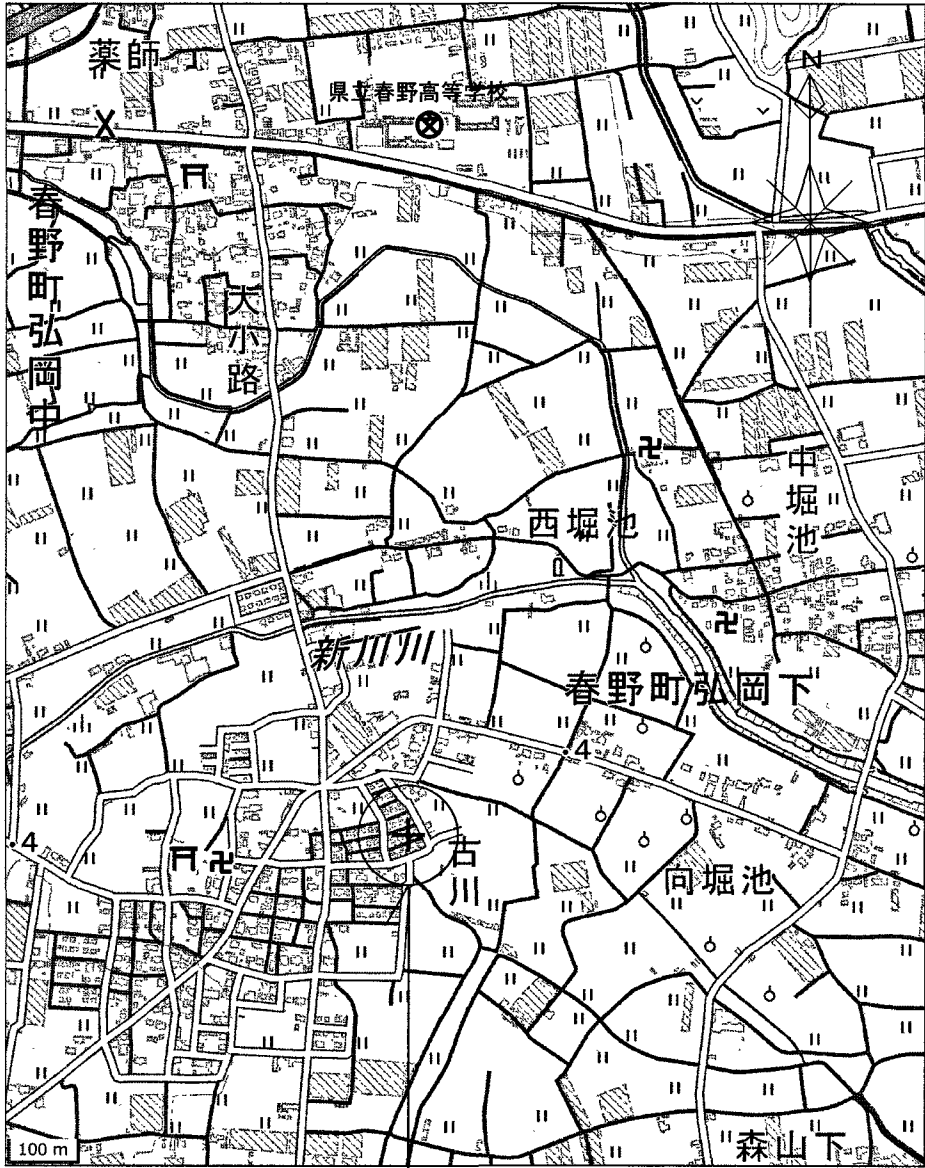
A-02

T.M建築設計事務所

高知市大津2-389-26 TEL088-866-7356 FAX088-866-7356

事務所登録 高知県知事登録第1130号

1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 長生



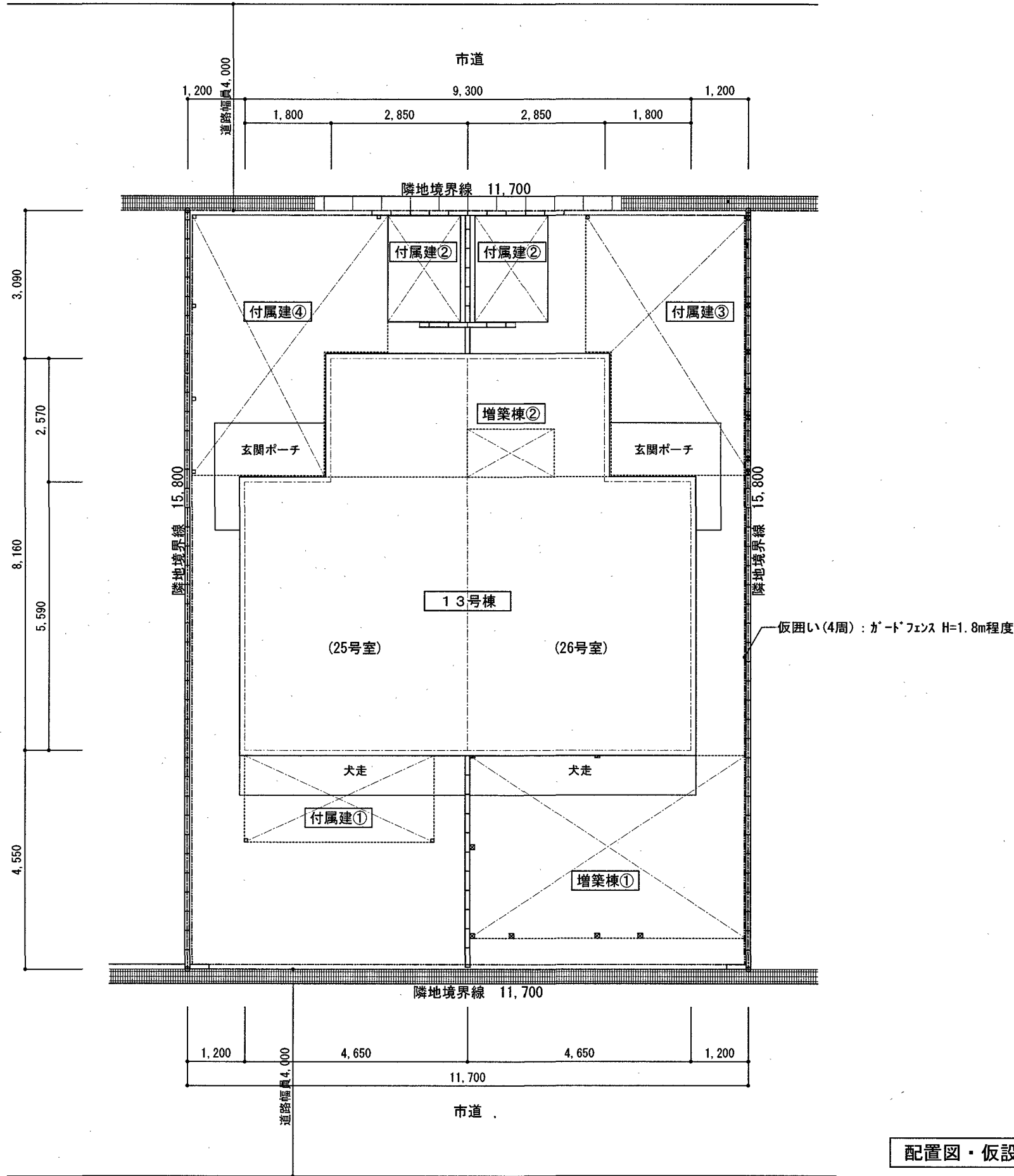
工事場所：高知市春野町弘岡下163番地1

付近見取図



案内図

工 事 概 要	
建 物 概 要	春野閑脇市営住宅13号棟
工 事 概 要	火災により被災した13号棟の住棟・増築棟・付属建築物・外構の解体工事 一式 上記に付属する電気及び機械設備の撤去工事 一式
工 事 項 目	規 模・内 容 等
住棟本体解体	13号棟：鉄筋コンクリート壁式構造 2階建 延べ118.62m ² (RC杭は存置)
増築棟解体	増築棟①：木造 平家建て 延べ21.18m ² (被災後面積) (RC布基礎共) 増築棟②：木造 平家建て 延べ2.36m ² (本体2部分)
付属建築物解体	付属建①：アルミ製ベランダ 1.8m×3.96m 付属建②：既製スチール製物置 1.51m×2.22m 2棟 付属建③：木製カーポート 20.1m ² 付属建④：アルミ製カーポート 19.0m ²
電気設備撤去	1. 住棟内外の照明器具・配線器具・配線の撤去 2. TVアンテナ及び配線の撤去 3. 換気扇処分 (撤去済み)
機械設備撤去	1. 住棟内外の給排水金物及び給排水管の撤去 2. 住棟内外の衛生器具・浴槽及び風呂外釜の撤去 3. LGガス集合装置・コック及びガス配管の撤去 4. 空調機器 (窓用エアコン 1台、ルームエアコン (室内機のみ) 1台) の撤去 ※撤去後、指定する場所 (案内図参照) に集積
外 構 解 体	1. 土間コンクリート 2. コンクリートブロック塀 (図示範囲) 3. 植込み周囲のコンクリートスチール 150φ×300 35個



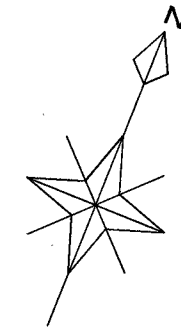
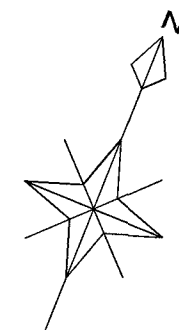
配置図・仮設計画図 1/100

(A3: 71%縮小)

T.M建築設計事務所
高知市大津乙389-26 TEL088-866-7356 FAX088-866-7356
事務所登録 高知県知事登録第1130号
1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 長生

工 事 名	春野閑脇市営住宅13号棟解体工事
図 面 名	付近見取図・工事概要・配置図・仮設計画図 縮 尺 1/100

高 知 市 公 共 建 築 課	図面番号
係 係 長 課 長 補 佐 課 長	A-03
鈴木 笹岡 濱口 松本	



解体完了敷地図 1/100

	T.M建築設計事務所 高知市大津乙389-26 TEL088-866-7356 FAX088-866-7356	工 事 名	高 知 市 公 共 建 築 課				図面番号
	事務所登録 高知県知事登録第1130号 1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 長生	春野閑脇市営住宅13号棟解体工事	係	係 長	課長補佐	課 長	A-03-I
		図 面 名 外構撤去・解体完了敷地図 縮 尺 1/100	(鈴木)	(世岡)	(濱口)	(松木)	

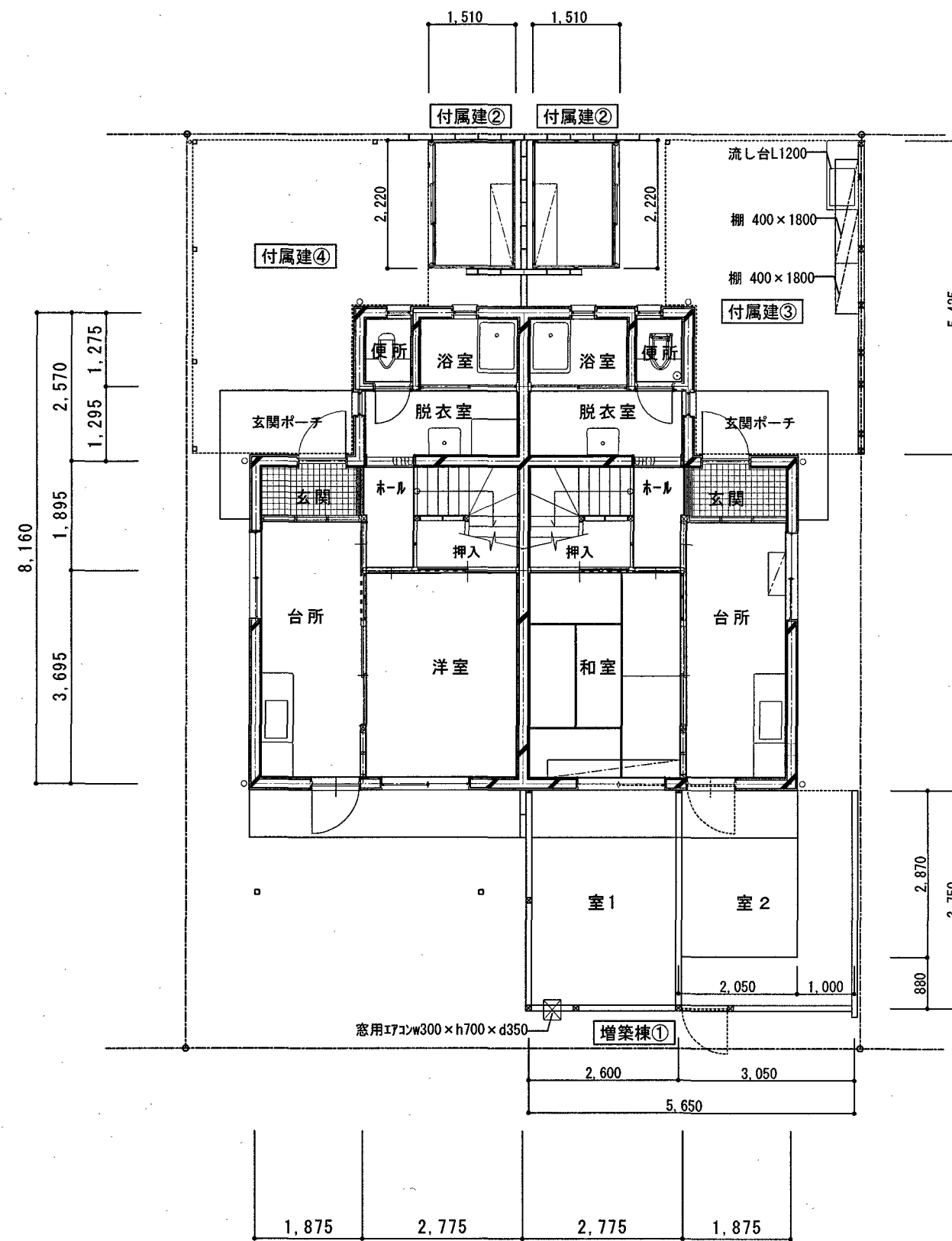
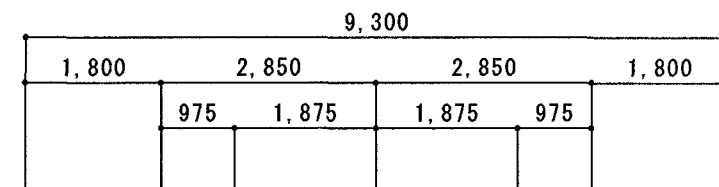
参考図

外部仕上表		基礎見エ掛かり	外 壁	軒 天	小 庇	屋 根	備 考
住棟本体	東面	モルタル刷毛引き	モルタル(ア)30下地 アクリルシン吹付	モルタル(ア)20下地リシン吹付	防水モルタル(ア)30	厚型スレート葺き 瓦棧45×54	軒樋：塩ビ製角樋W-98 (受金物) 縦樋：VU75Φ (掴み金物) スチール雨戸 換気パイプ：50Φ (12本) 125×75角Φ (4本) 床下換気口：120×400鋳物
	西面	同上	同上	同上	同上		
	南面	同上	同上	同上	同上		
	北面	同上	同上	同上	同上		
増築棟①		南及び東に布基礎(t110×h600)	大半が火災により焼失		同上	大半が火災により焼失	窓用エアコン
			西面：ｶﾞｰﾃﾞﾝ鉄板小波、南面の一部：ｶﾞｰﾃﾞﾝ鉄板角波の残存有り			西面：ｶﾞｰﾃﾞﾝ鉄板小波、南面の一部：ｶﾞｰﾃﾞﾝ鉄板角波の残存有り	
増築棟②			西・北・東面：ｶﾞｰﾃﾞﾝ鉄板(小波) 一部がﾌﾗｽﾄﾚｯﾄ強化波板(小波)			波形スレート(小波板)	
			西・北・東面：一部がﾌﾗｽﾄﾚｯﾄ強化波板(小波)				

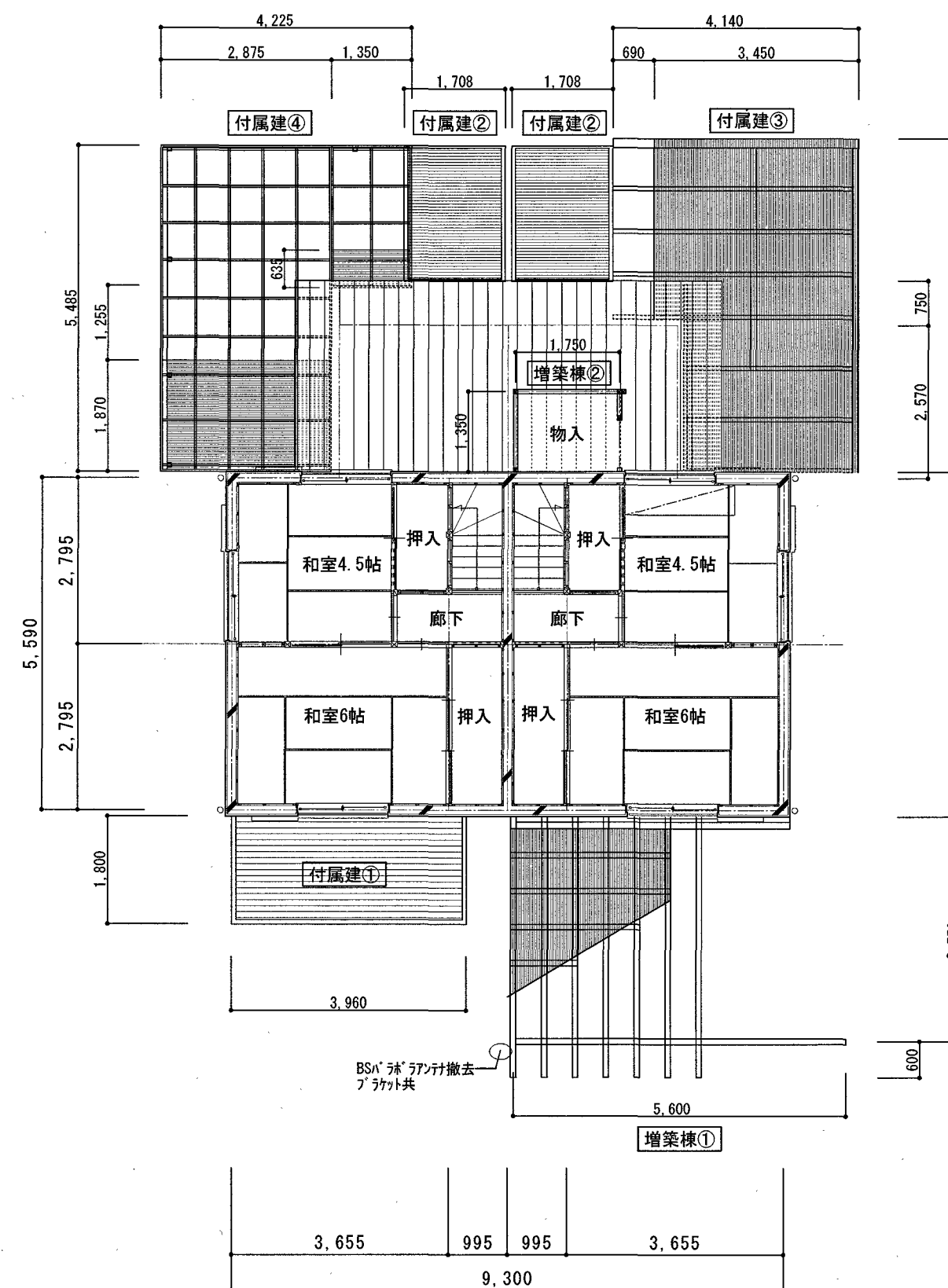
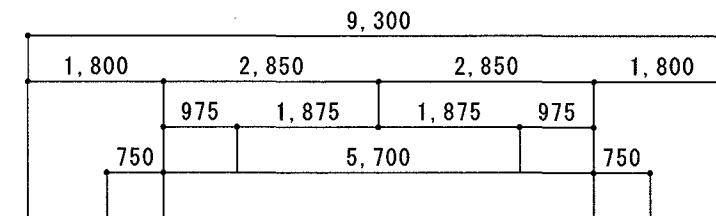
[illegible]

(A3 : 71%縮小)

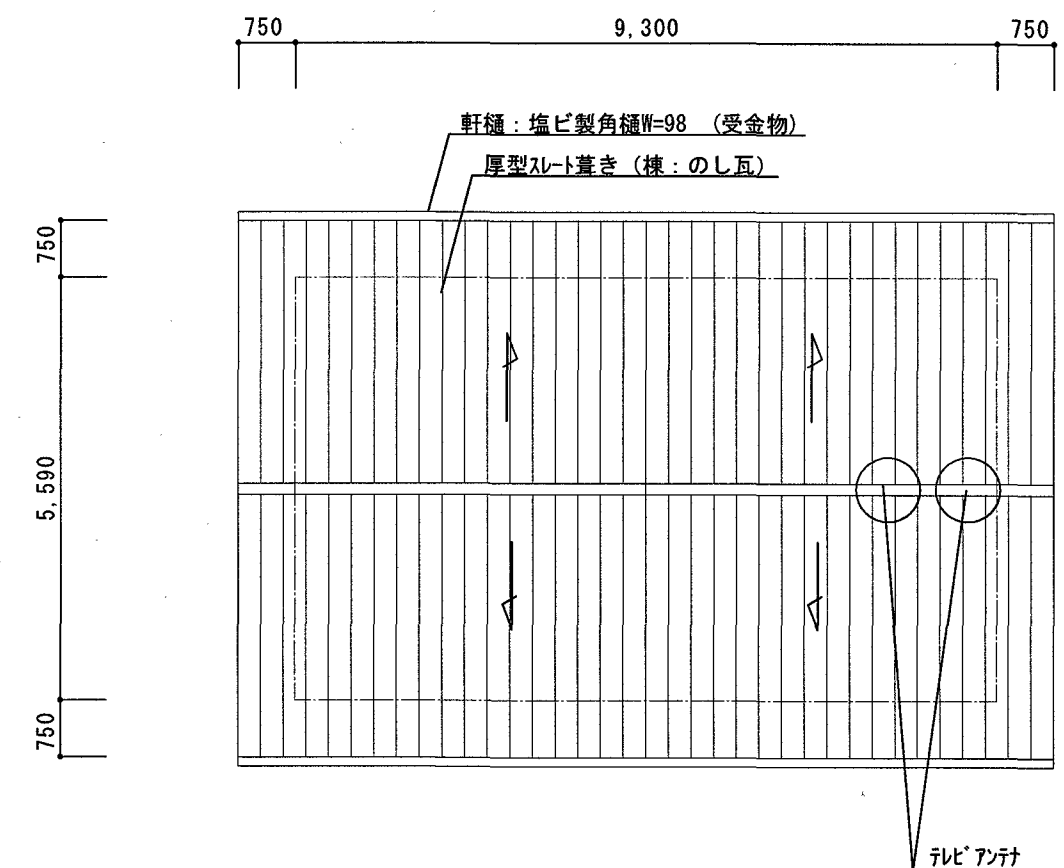
		T.M建築設計事務所 高知市大津乙389-26 TEL088-866-7356 FAX088-866-7356 事務所登録 高知県知事登録第1130号 1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 長生	工 事 名				高 知 市 公 共 建 築 課				図面番号
			春野関脇市営住宅13号棟解体工事				係	係 長	課長補佐	課 長	A-04
							図 面 名	外部・内部仕上表(参考図)	縮 尺	-	



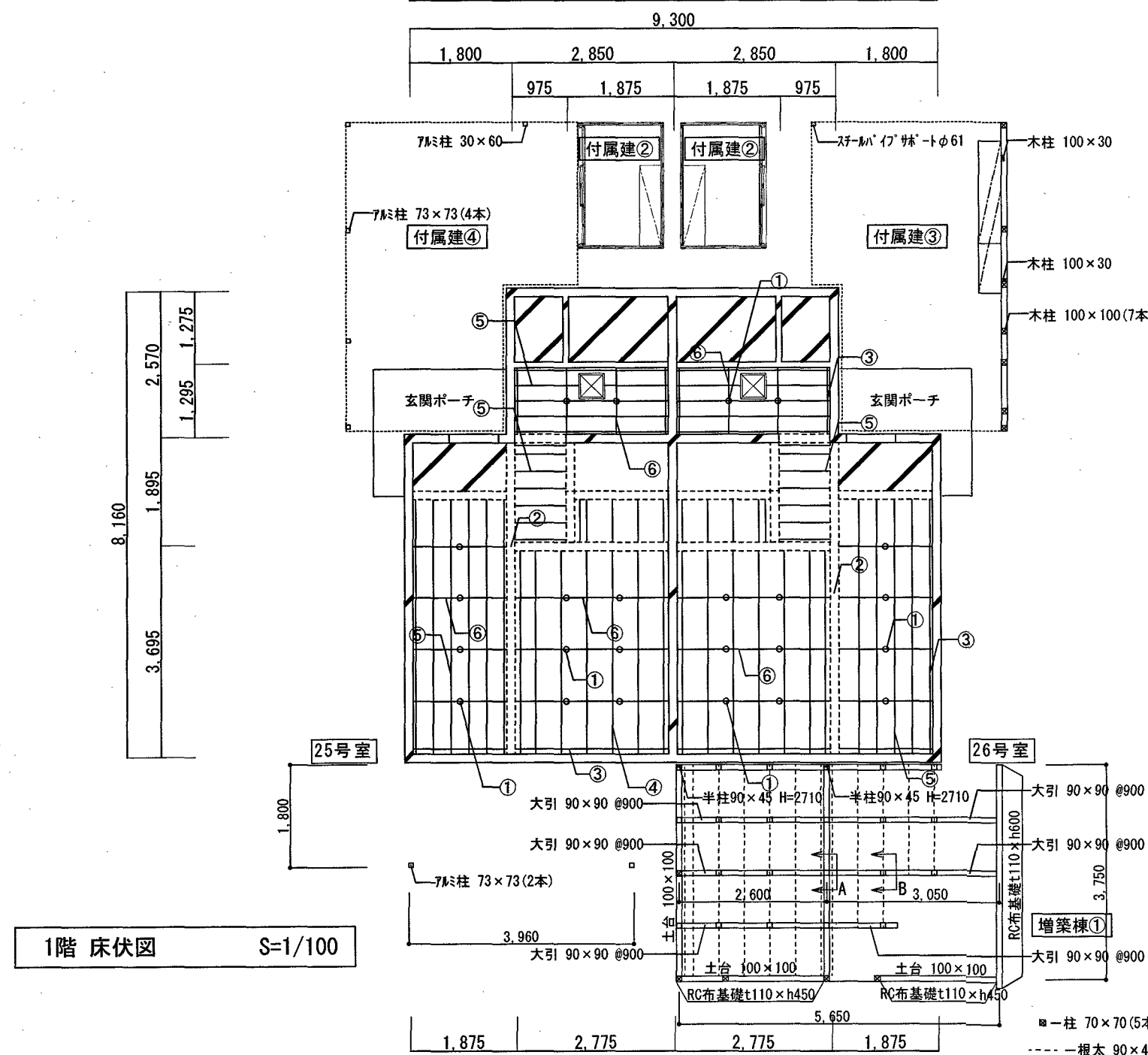
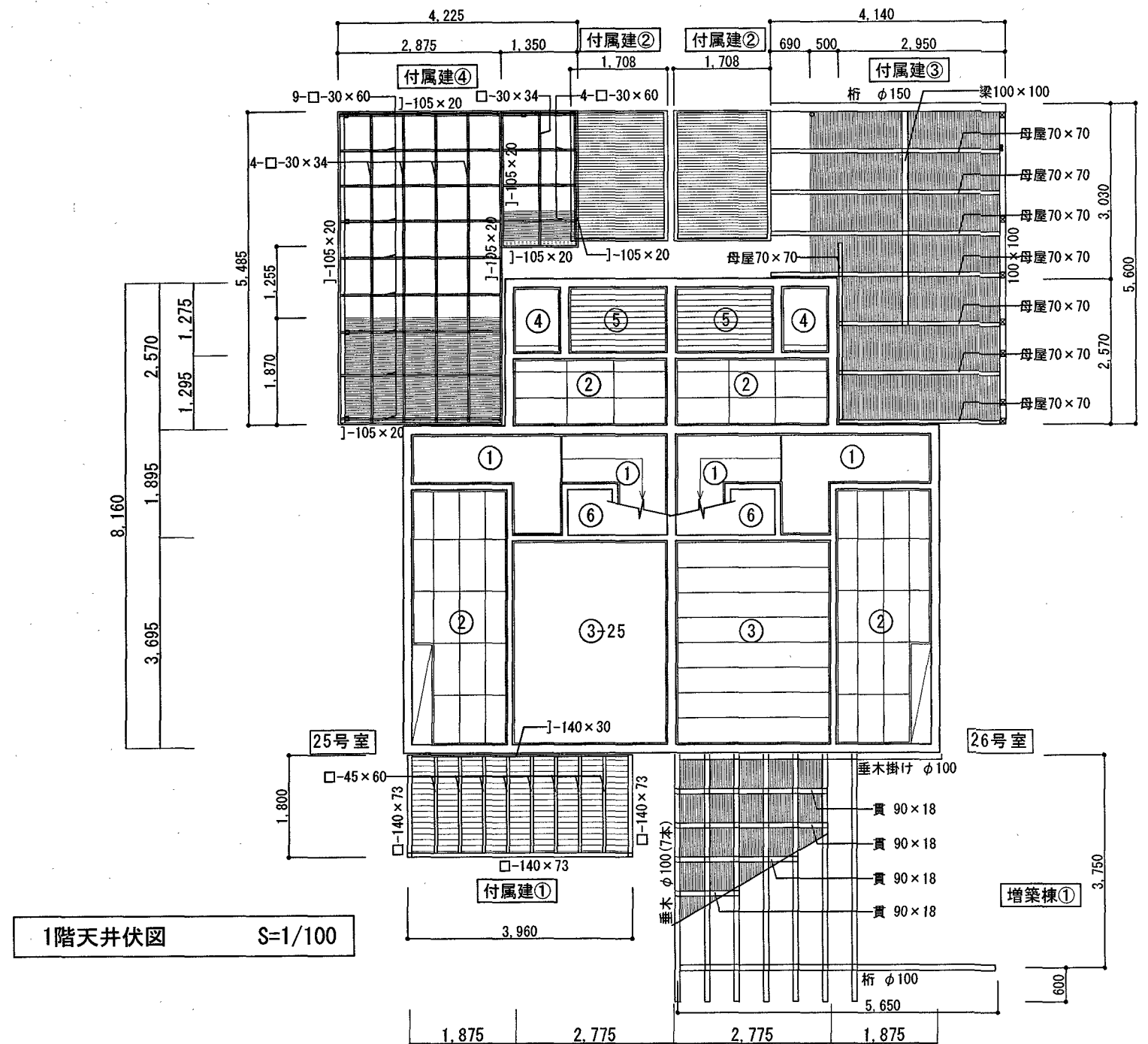
1階 平面図 S:1/100



2階 平面図 S:1/100

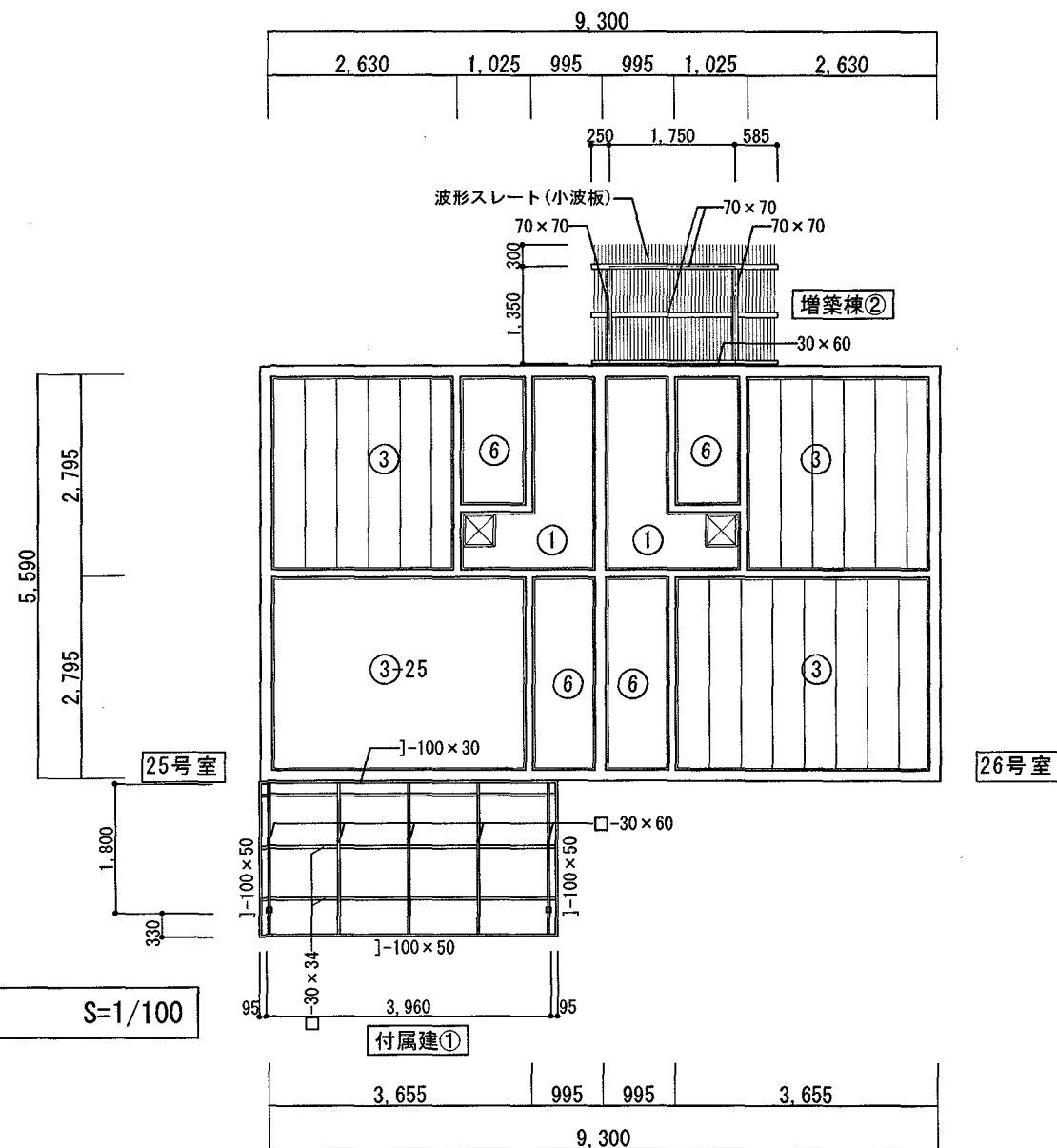


屋根伏図 S:1/100



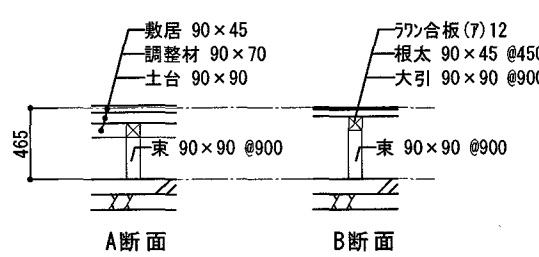
凡 例	
①	珪藻土(ア)2.7下地 壁紙張り 廻縁40×30 (木下地)
②	化粧せこうボード(ア)9.0 隠シ廻縁45×45 (木下地)
③	杉板ボード目込シ 廻縁40×30 (木下地)
③+25	杉板ボード目込シの上壁紙張り 廻縁40×30 (木下地)
④	石綿板(ア)4.0 目透し張り O.P (木下地)
⑤	珪藻土下地材 塩ビ天井材 廻り縁 (木下地)
⑥	珪藻土(ア)2.7 廻縁40×30 (木下地)
☒	天井 点検口450×450 7#ミ棒

2階 天井伏図 S=1/100

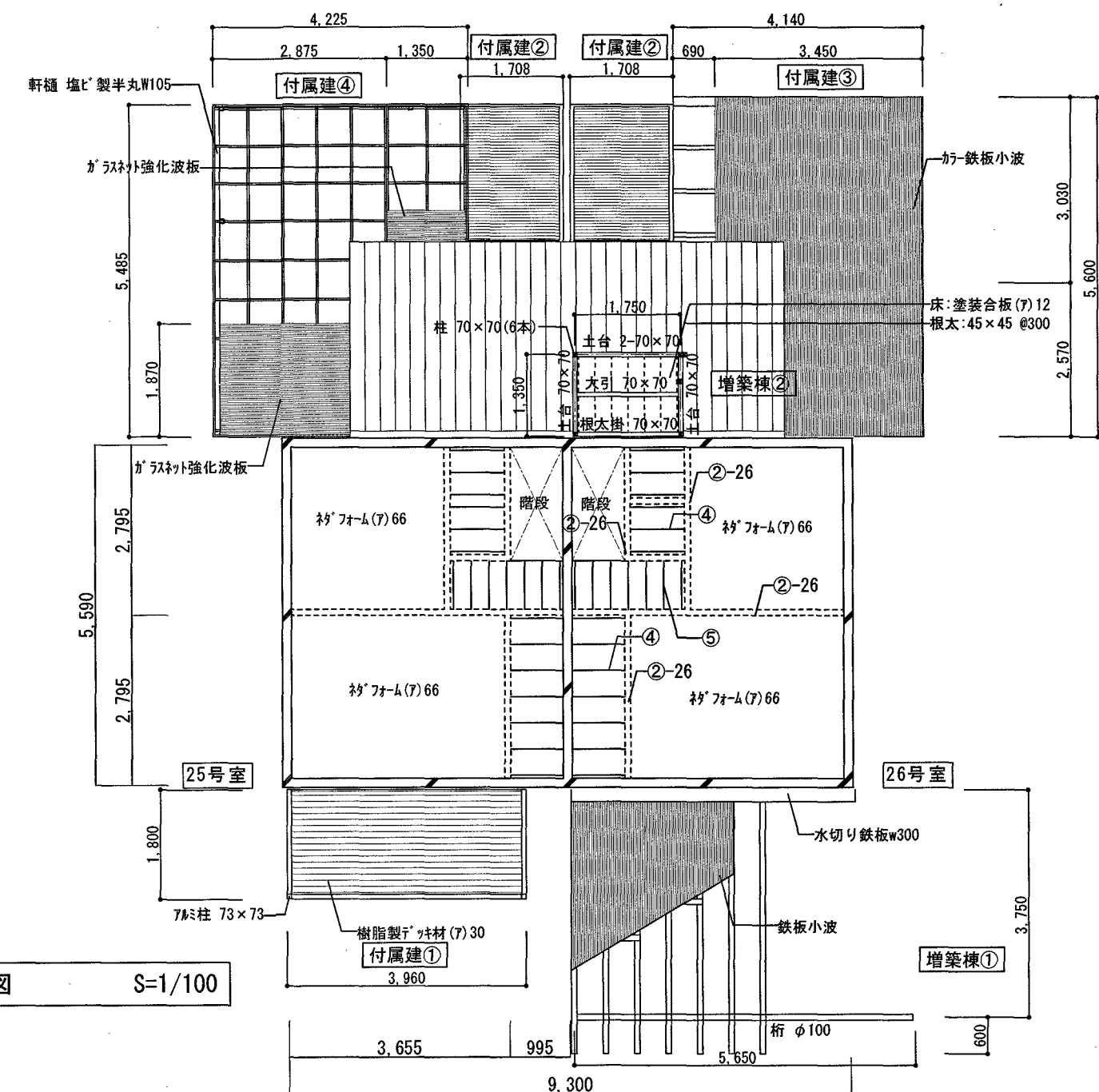


凡 例	
①	東石180×180×50 木製床束 90×90×110
②	土台: 105×105
②+26	土台: 45×100
③	根太掛け: 45×90
④	根太: 45×45@450
⑤	根太: 45×45@300
⑥	大引: 90×90@900
☒	床点検口450×450 7#ミ棒

※土間コンクリートの範囲及び厚さは構造図(参考図)を参照



2階 床伏図 S=1/100



(A3: 71%縮小)

T.M建築設計事務所

高知市大津乙389-26 TEL088-866-7356 FAX088-866-7356

事務所登録 高知県知事登録第1130号

1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 長生

工事名

春野関脇市宮住宅13号棟解体工事

図面名

床伏図・天井伏図(参考図)

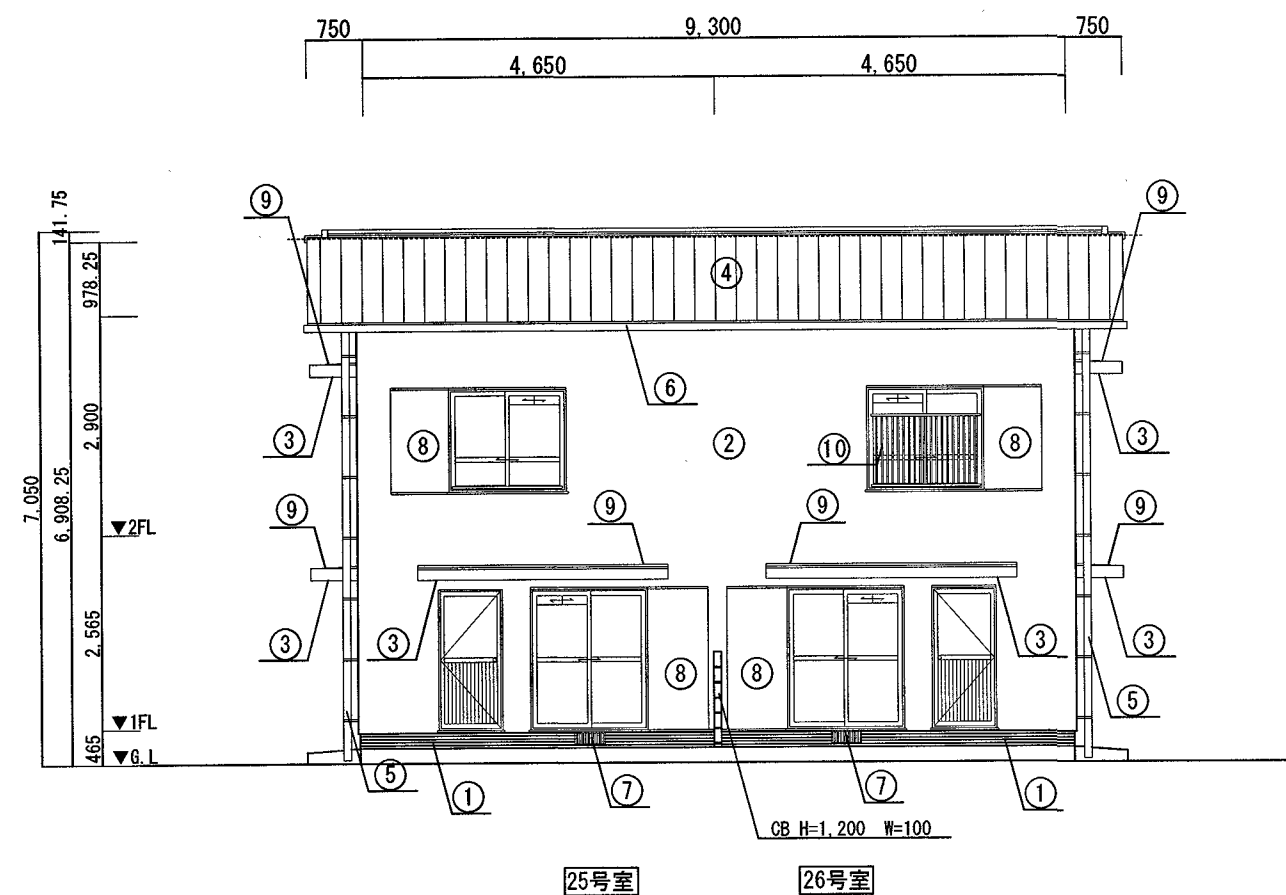
縮尺 1/100, 1/50

高知市公共建築課

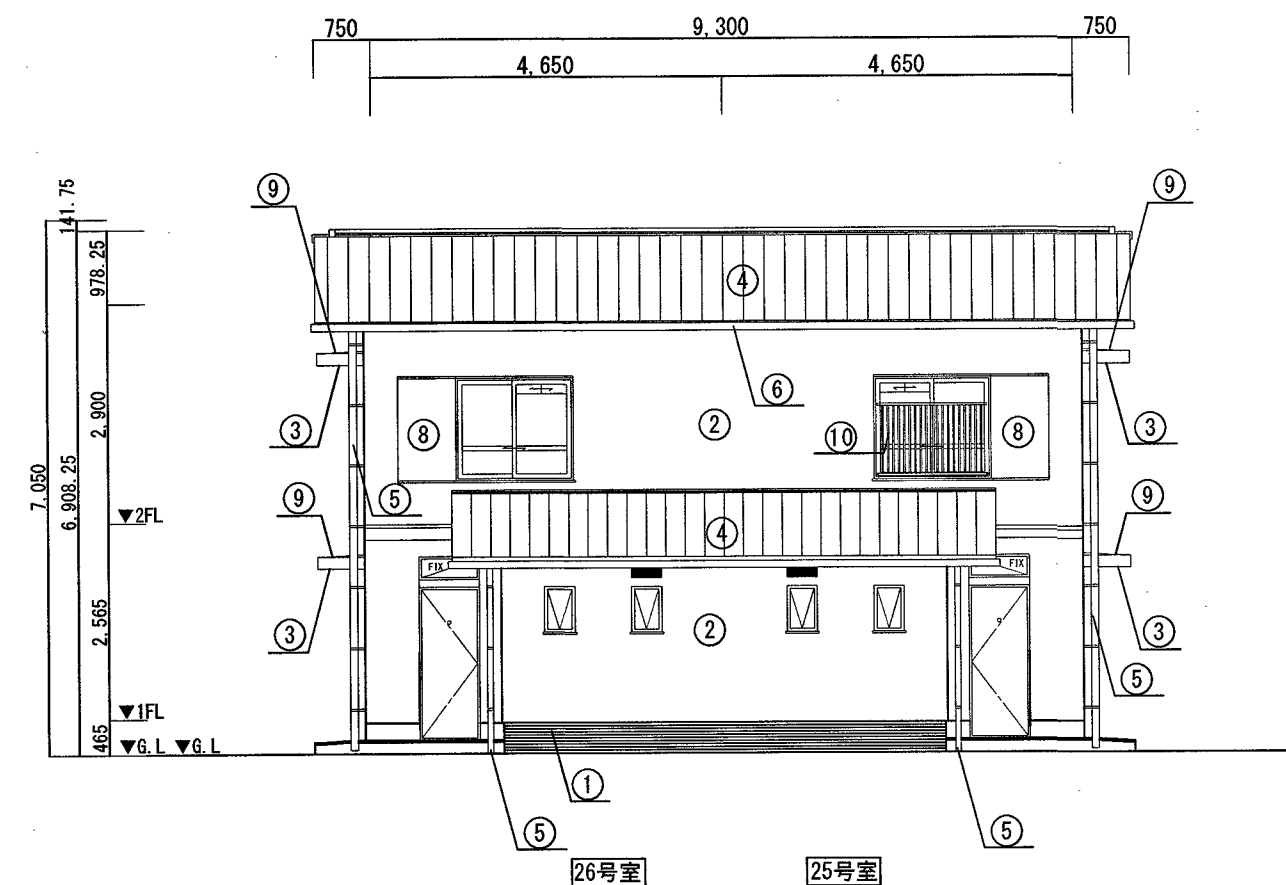
係 係長 課長補佐 課長

図面番号

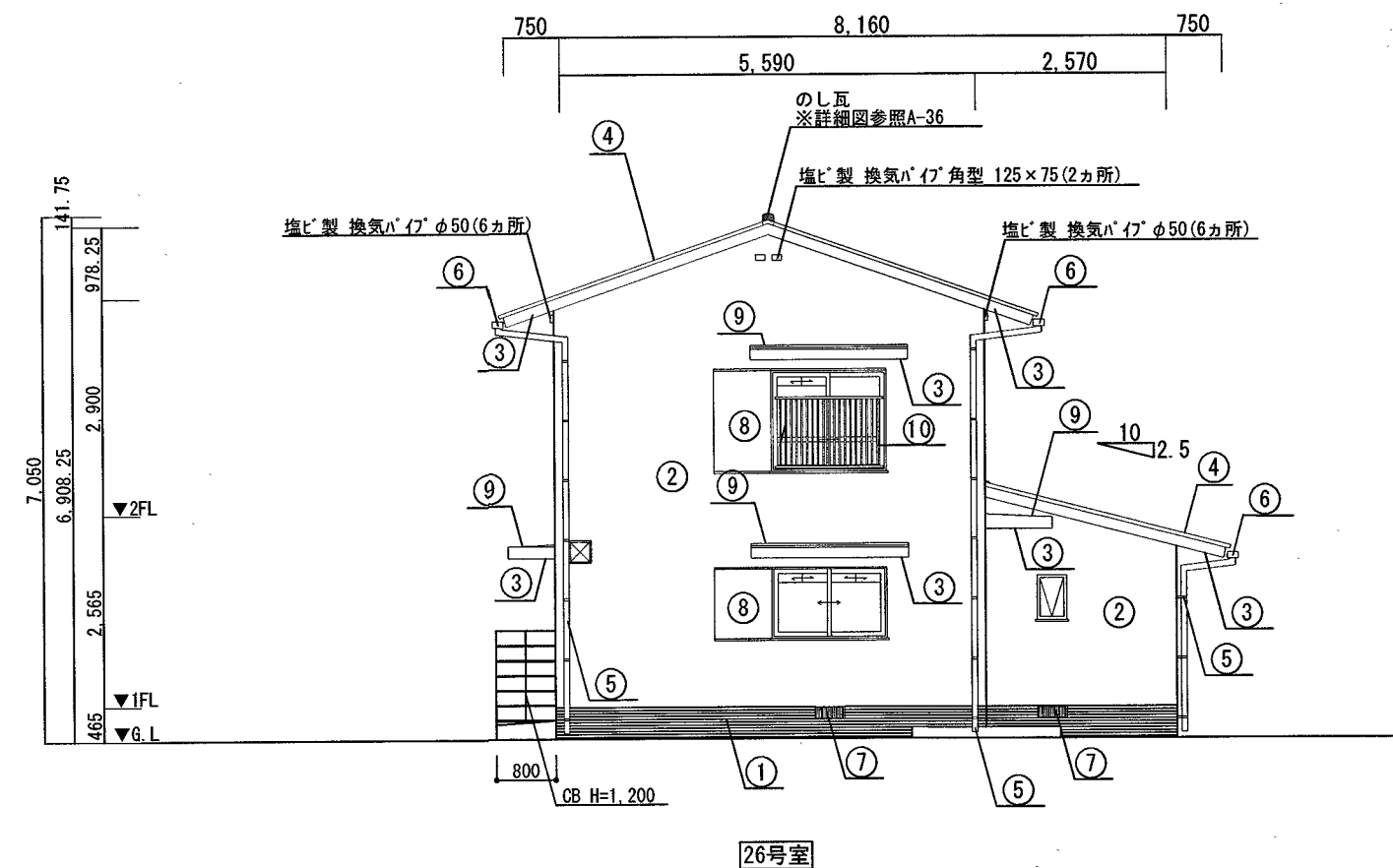
A-06



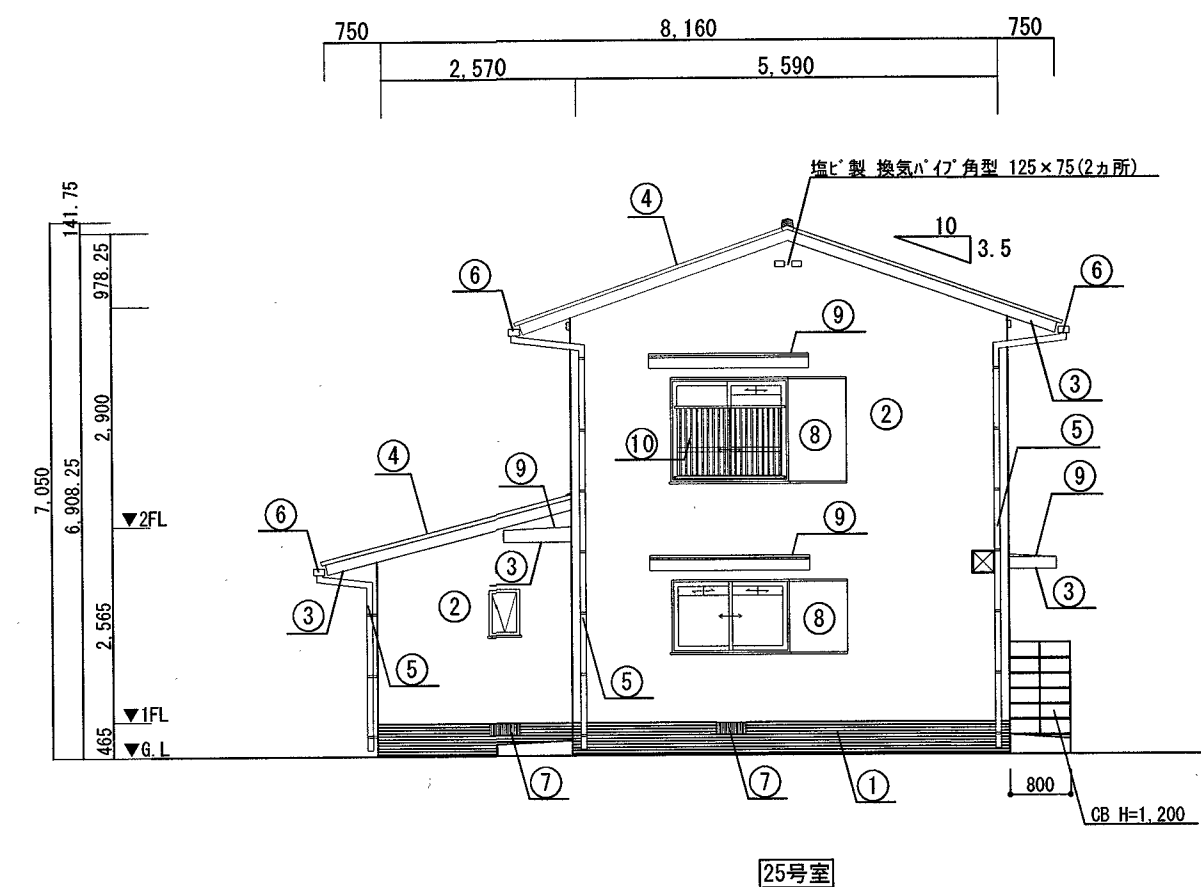
南面 立面図 S=1/100



北面 立面図 S=1/100



東面 立面図 S=1/100



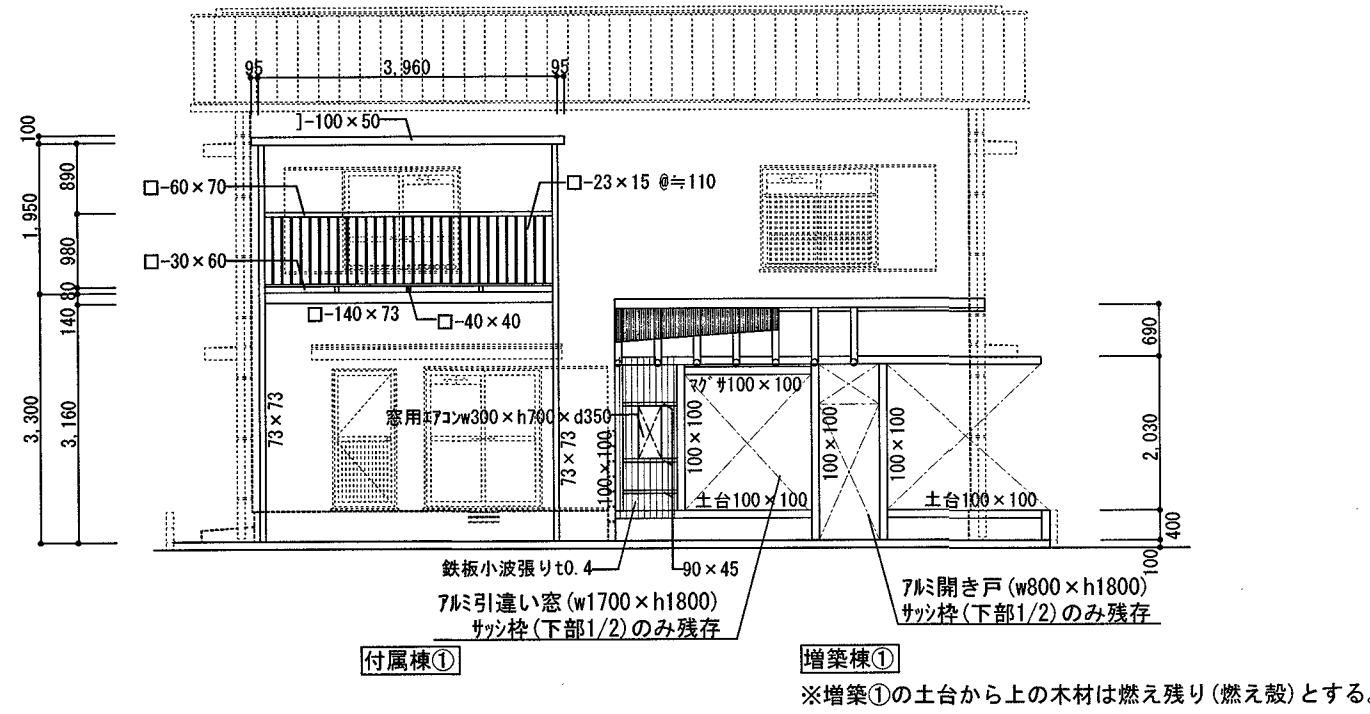
西面 立面図 S=1/100

仕上表

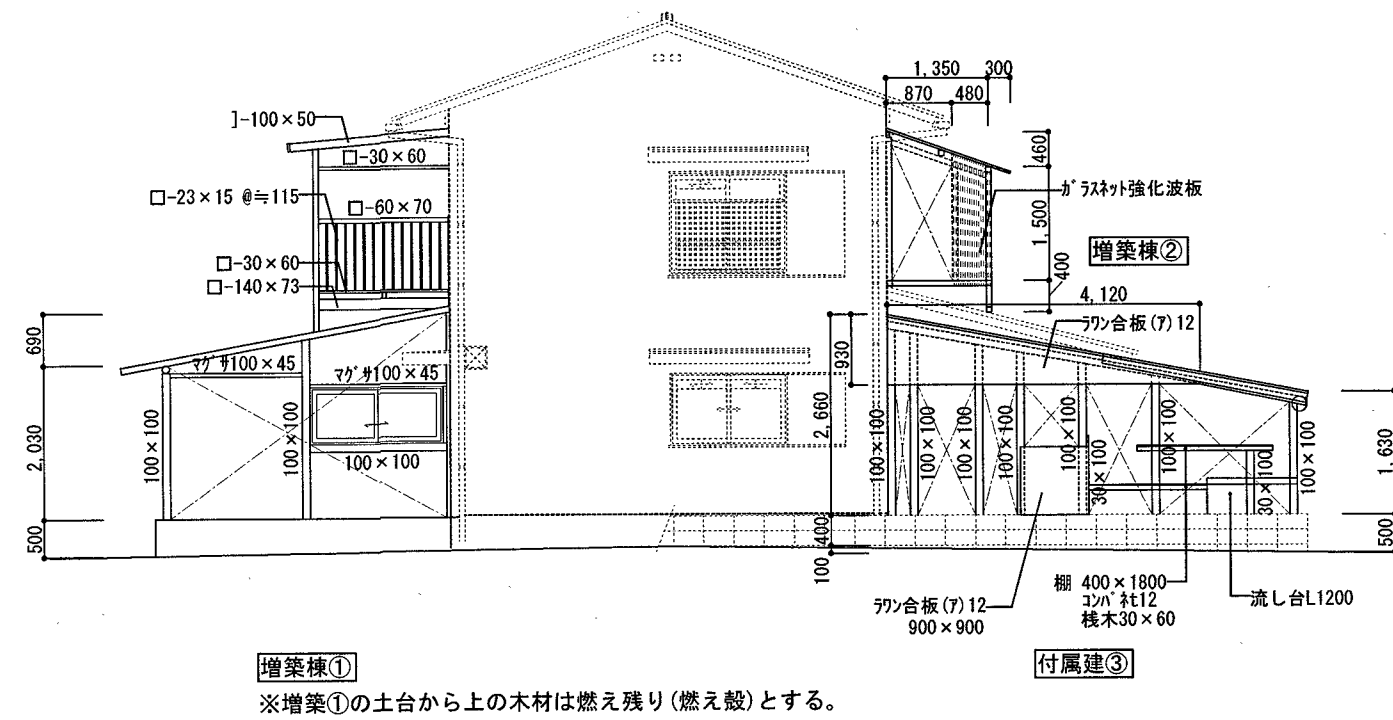
①	基礎：モルタル刷毛引き	④	屋根：厚型スレート葺き 瓦棧45×54	⑦	床下換気口：120×400鋳物	⑩	7/8面格子：W1330×h900
②	外壁：モルタル(ア)30下地 7/8刷毛吹付	⑤	縦樋：VU75φ(摺り金物)	⑧	雨戸、雨戸レール		
③	軒天：モルタル(ア)20下地リシン吹付	⑥	軒樋：塩ビ製角樋W-98 (受金物)	⑨	庇：防水モルタル(ア) 30		(A3：71%縮小)

T.M建築設計事務所
高知市大津乙389-26 TEL088-866-7356 FAX088-866-7356
事務所登録 高知県知事登録第1130号
1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 長生

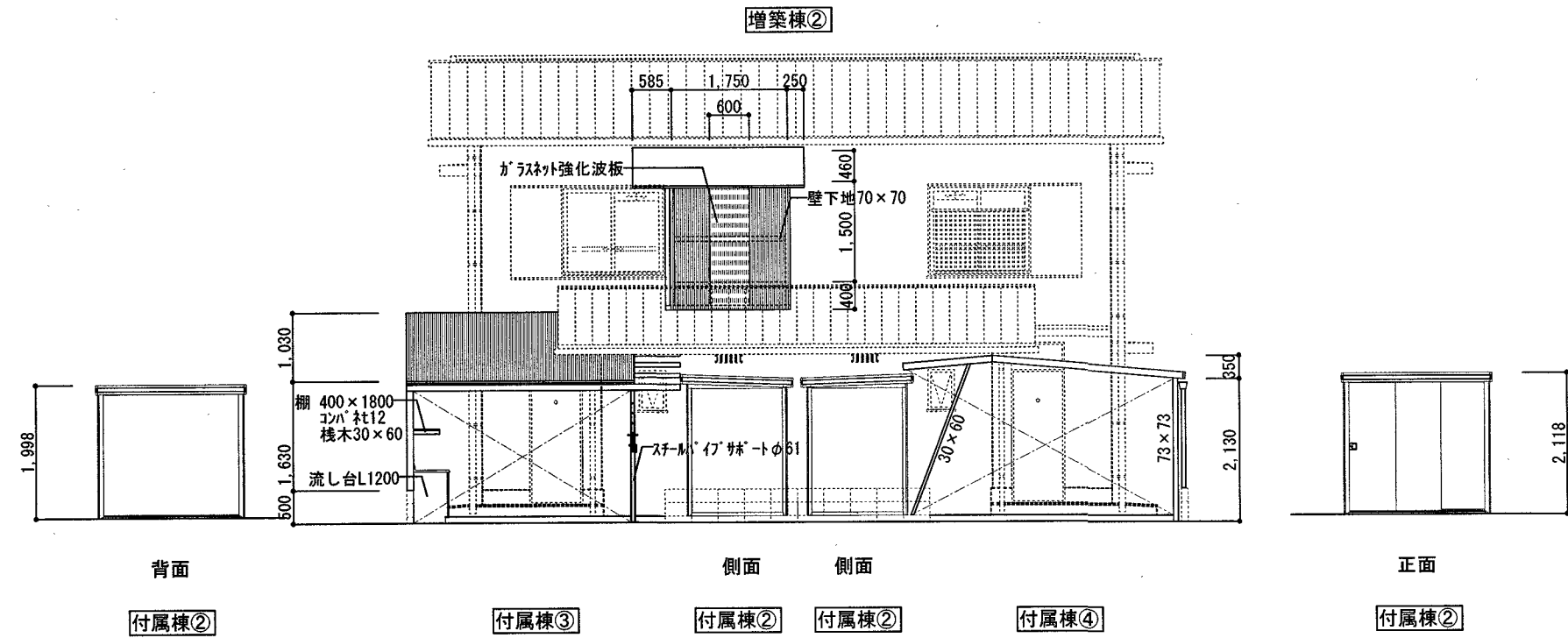
工事名	高知市公共建築課	図面番号
春野関脇市営住宅13号棟解体工事	係 係長 課長補佐 課長	A-07
図面名	立面図(住棟本体)(参考図)	縮尺 1/100



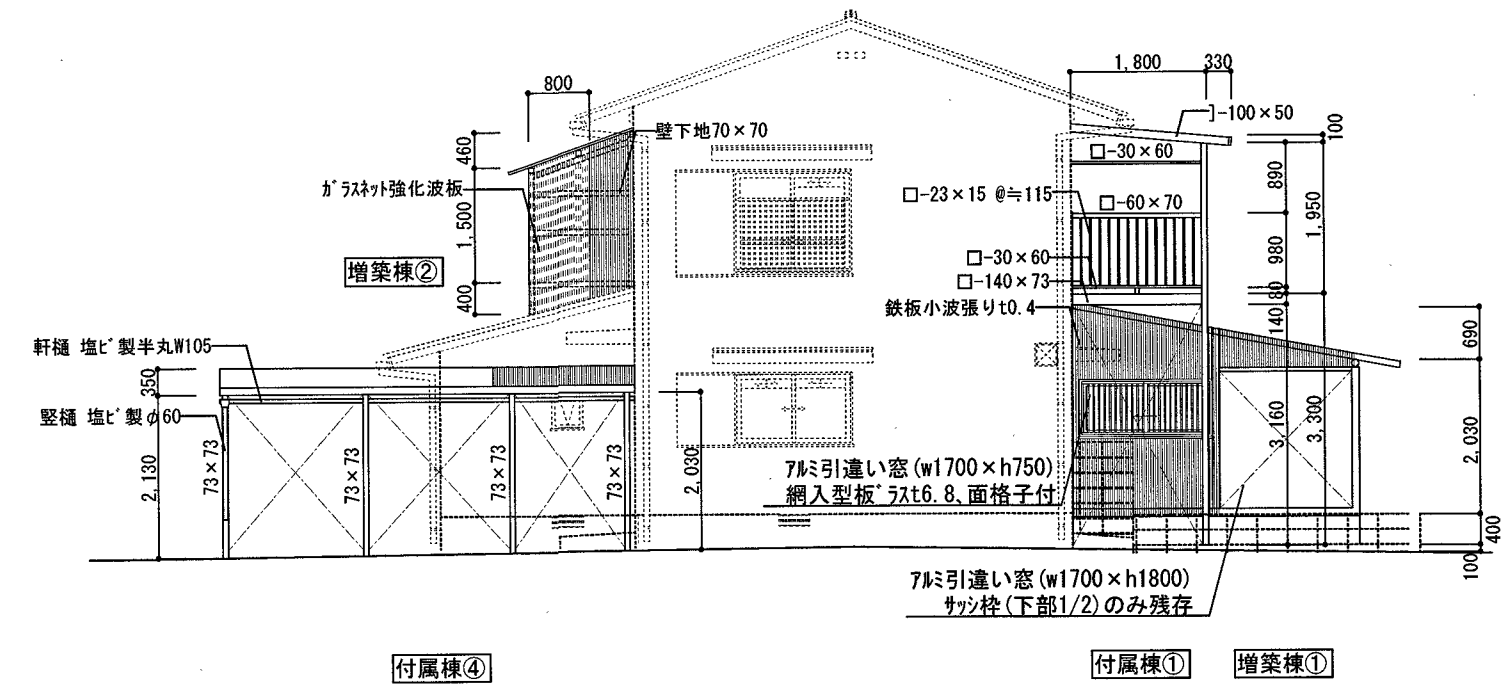
南面 立面図 S=1/100



東面 立面図 S=1/100



北面 立面図 S=1/100

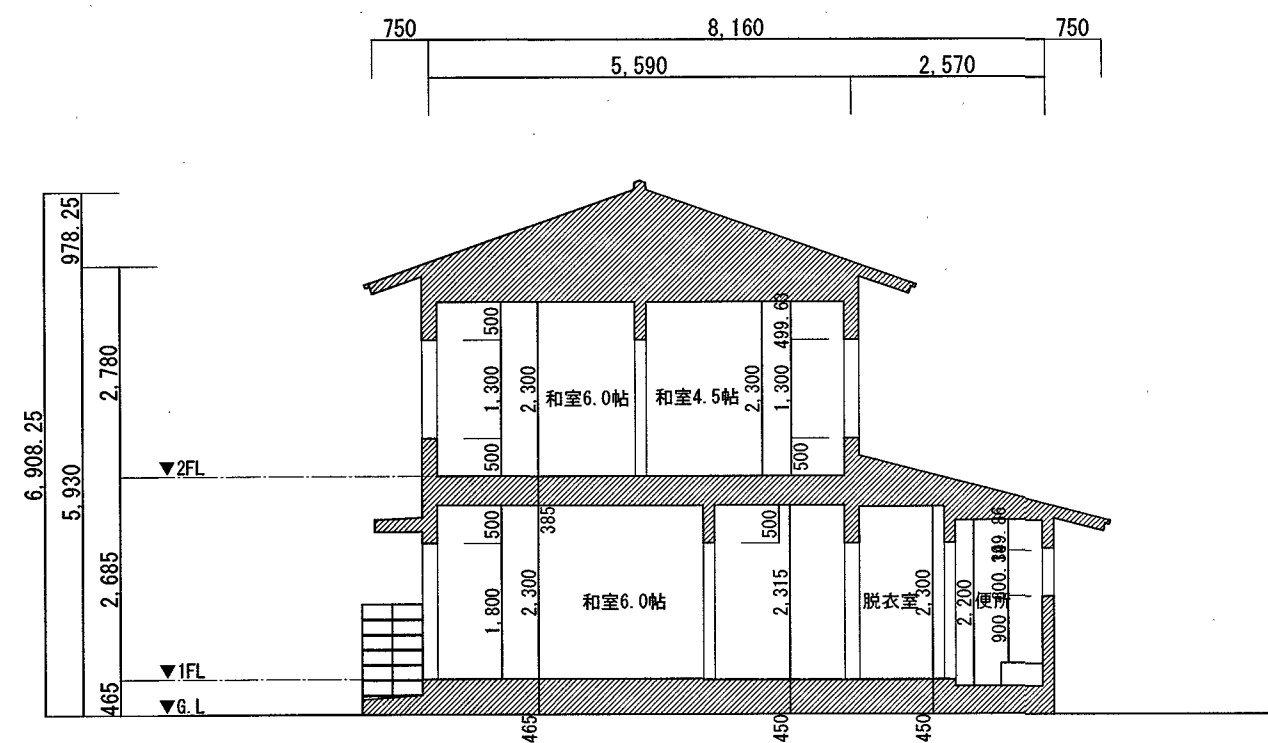


西面 立面図 S=1/100

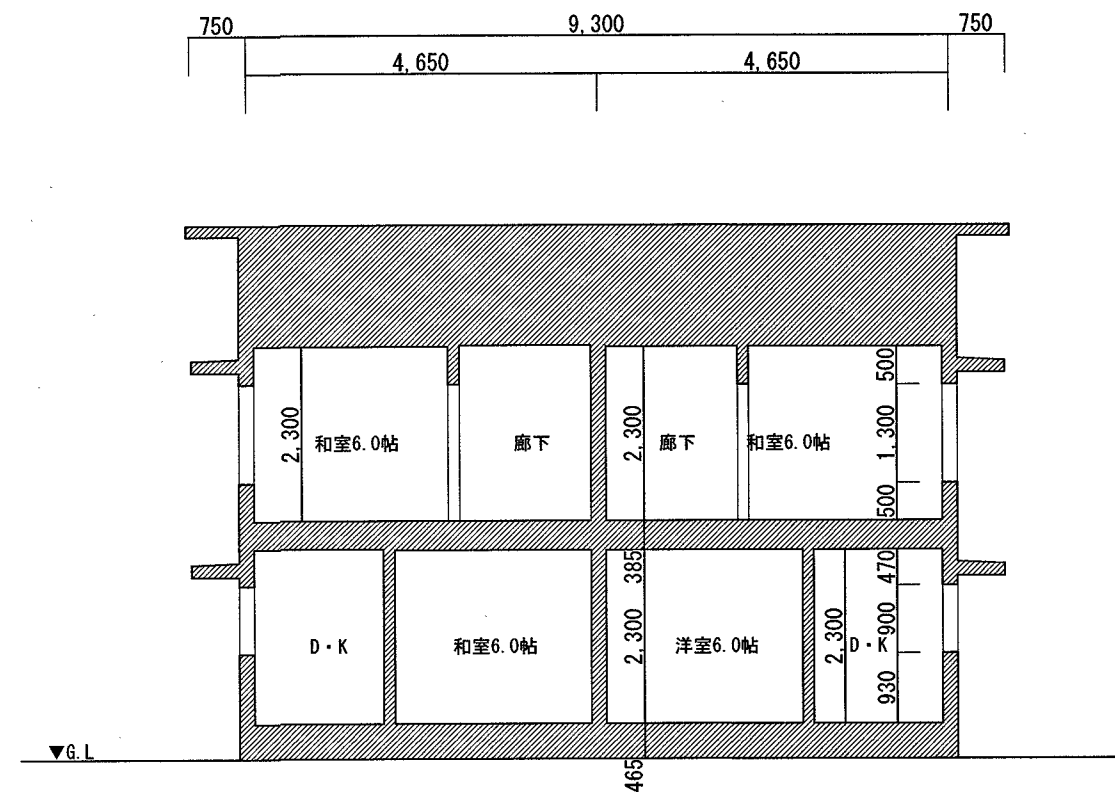
☒ - 開口を示す

(A3 : 71%縮小)

T.M建築設計事務所 高知市大津乙389-26 TEL088-866-7356 FAX088-866-7356 事務所登録 高知県知事登録第1130号 1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 長生				工事名 春野関脇市営住宅13号棟解体工事 図面名 増築棟・付属建築物立面図(参考図) 縮尺 1/100				高知市公共建築課 係 係長 課長補佐 課長 図面番号 A-08			
---	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--



A-A' 断面図 S=1/100

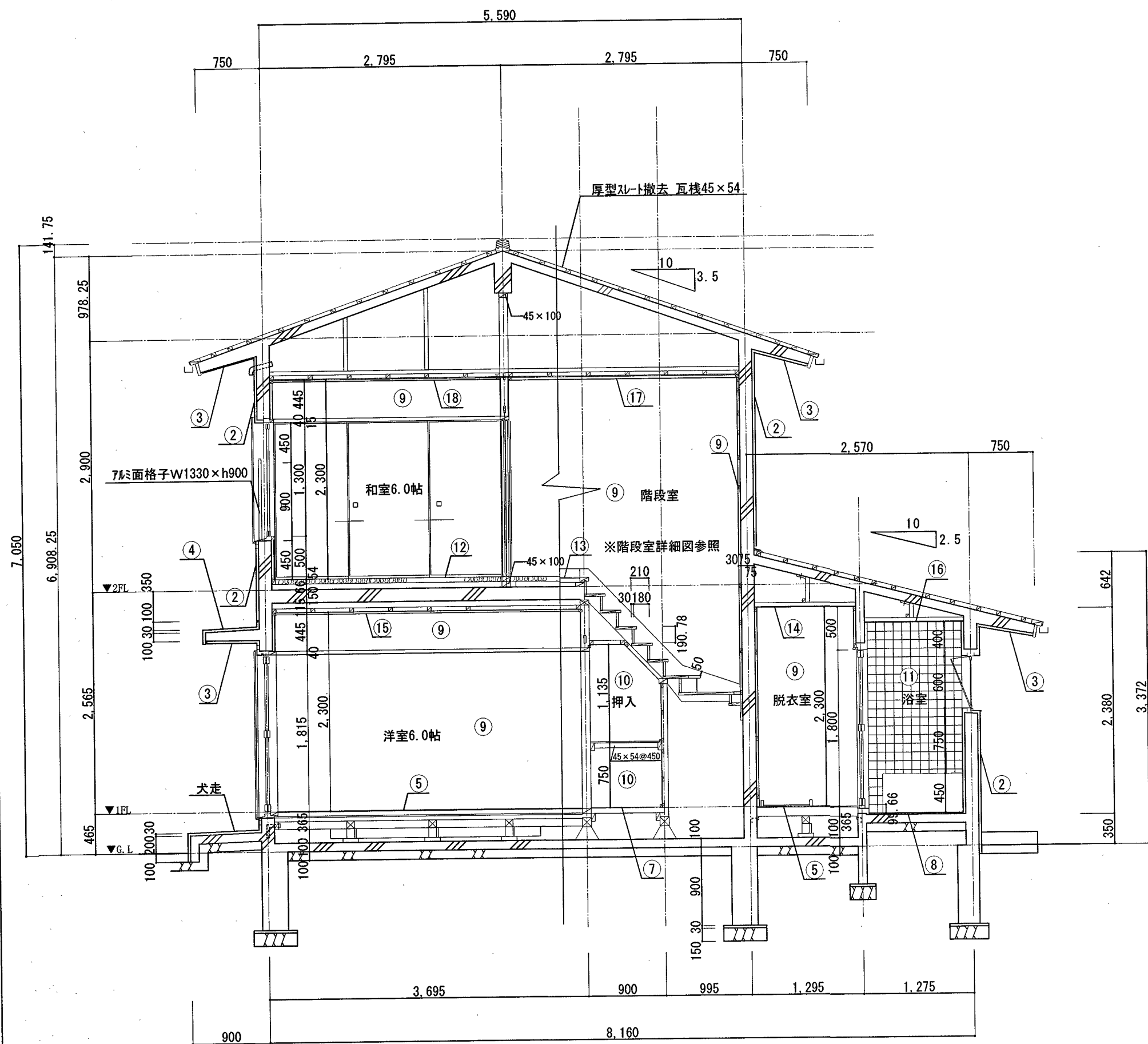


B-B' 断面図 S=1/100

(A3 : 71%縮小)

		T.M建築設計事務所 高知市大津乙389-26 TEL088-866-7356 FAX088-866-7356 事務所登録 高知県知事登録第1130号 1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 長生	工 事 名		高 知 市 公 共 建 築 課				図面番号
			春野関脇市営住宅13号棟解体工事		係	係 長	課長補佐	課 長	A-09
			図 面 名 住棟本体断面図 (参考図)		縮 尺 1/100				

参考図

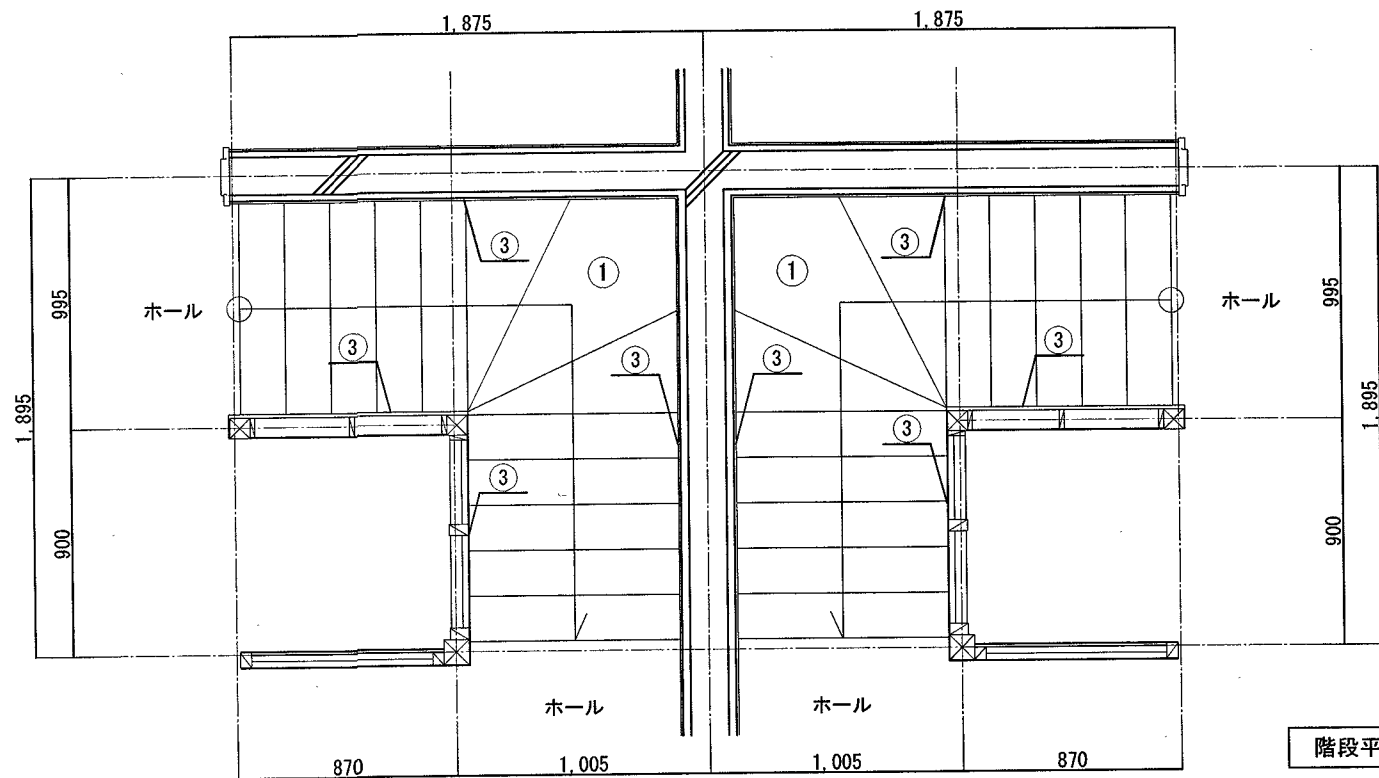


矩計図 S=1/50

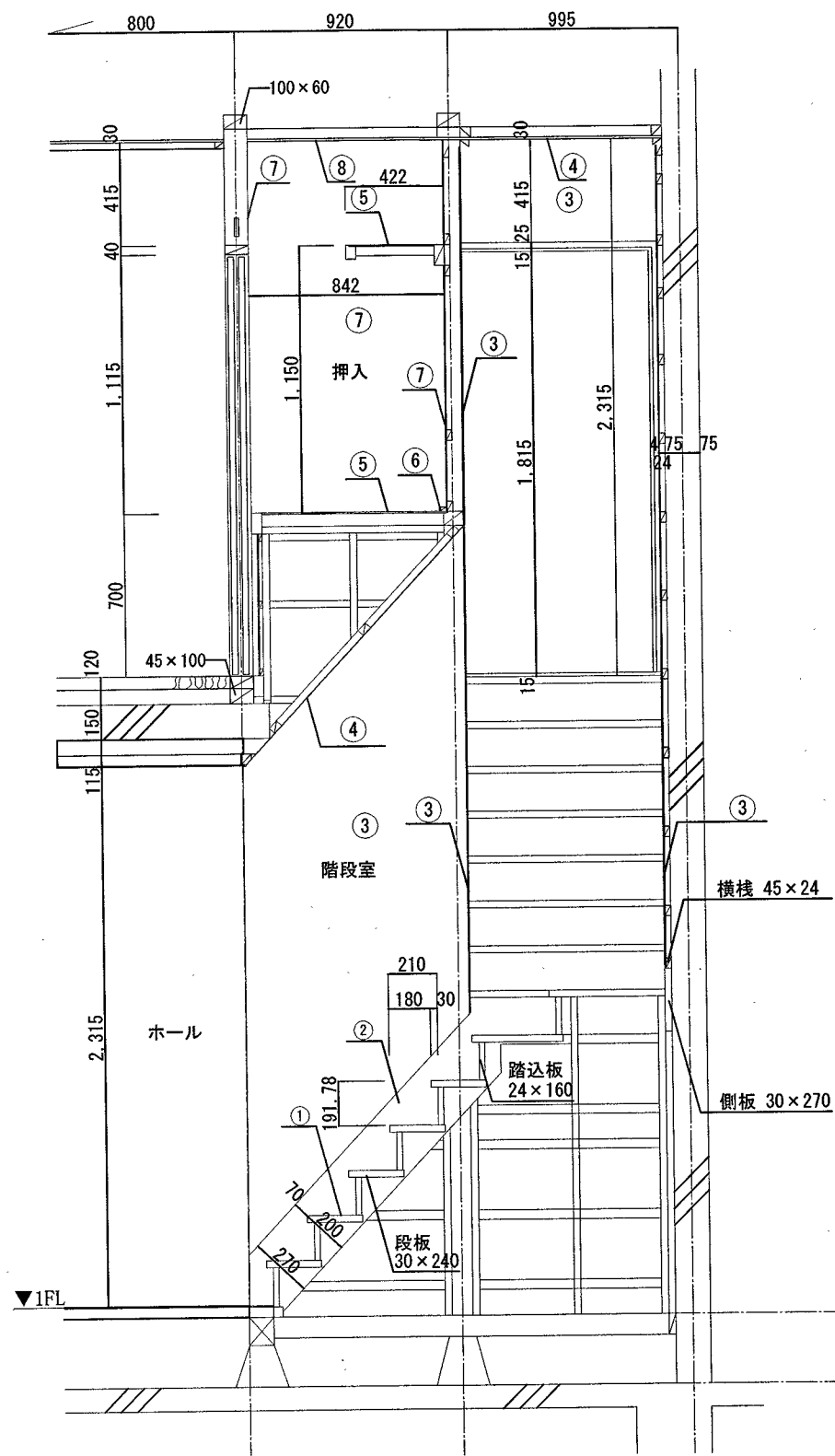
仕上表	
①	モザイク刷毛引き
②	モザイク(30)下地 アクリルシン吹付
③	モザイク(20)リシン吹付
④	防水モザイク(ア)30
⑤	フローリング(ア)12 木製床組(床束) ※25号室は左記上、ビニル床シート張り (7)2.0
⑥	タタミ(ア)54 木製床組(床束)
⑦	ラワンベニヤ(ア)5.5 木製床組
⑧	杉板目張り
⑨	ラワンベニヤ(ア)4.0下地 壁紙張
⑩	ラワンベニヤ(ア)4.0 壁紙張り
⑪	100角タイル(下地モザイク)
⑫	タタミ(ア)54 杉板目張り(ア)66下地
⑬	フローリング(ア)12 木下地
⑭	化粧せっこうボード(ア)9.0(木下地)
⑮	杉板目張り 廻縁40×30(木下地)
⑯	ラワン下地材 塩ビ天井材(木下地)
⑰	ラワンベニヤ(ア)2.7下地 壁紙張 廻縁40×30(木下地)
⑱	杉板目張り 廻縁40×30(木下地)

T.M建築設計事務所
高知市大津乙389-26 TEL088-866-7356 FAX088-866-7356
事務所登録 高知県知事登録第1130号
1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 長生

参考図



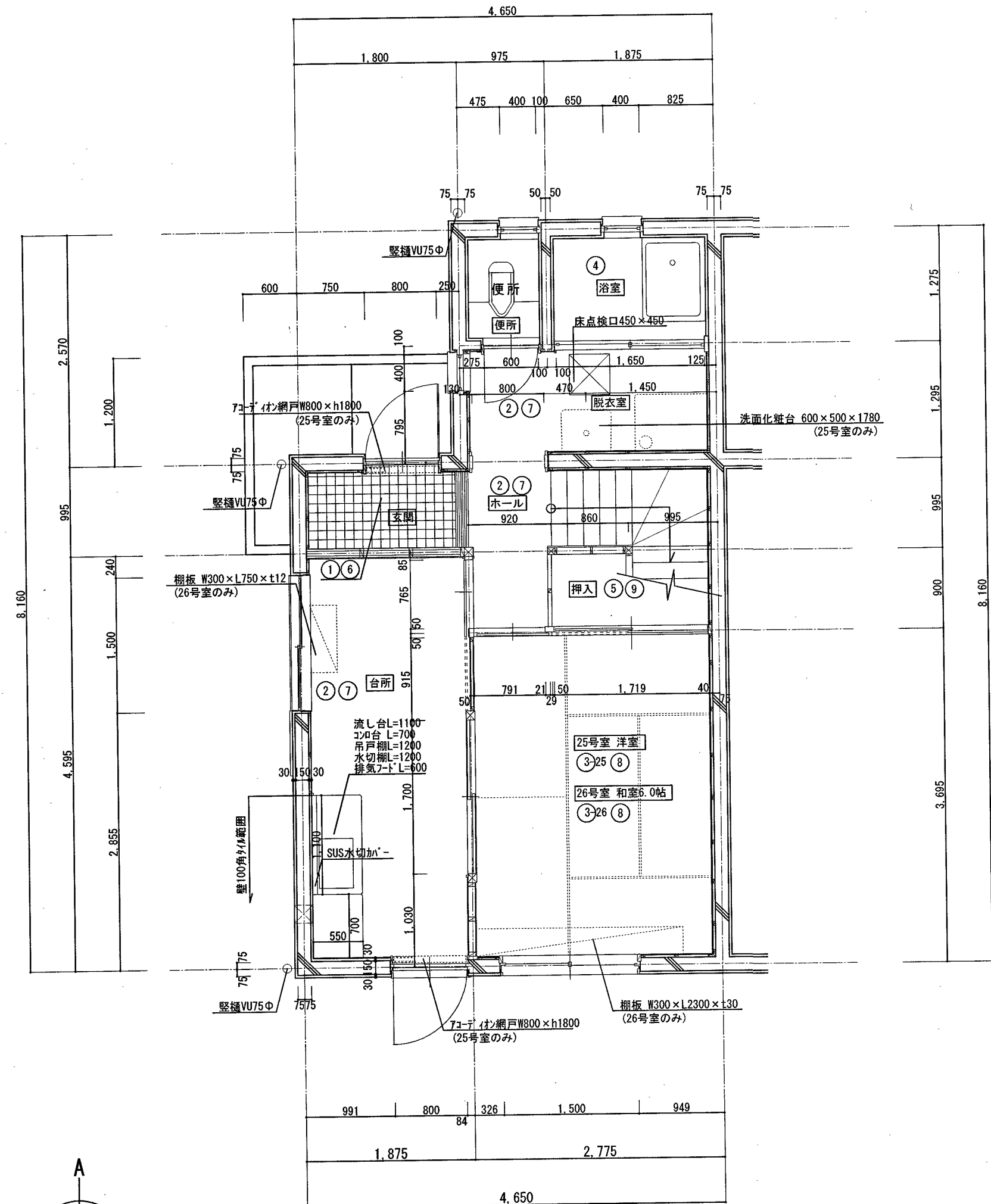
階段平面詳細図 1/30



階段断面詳細図 1/30

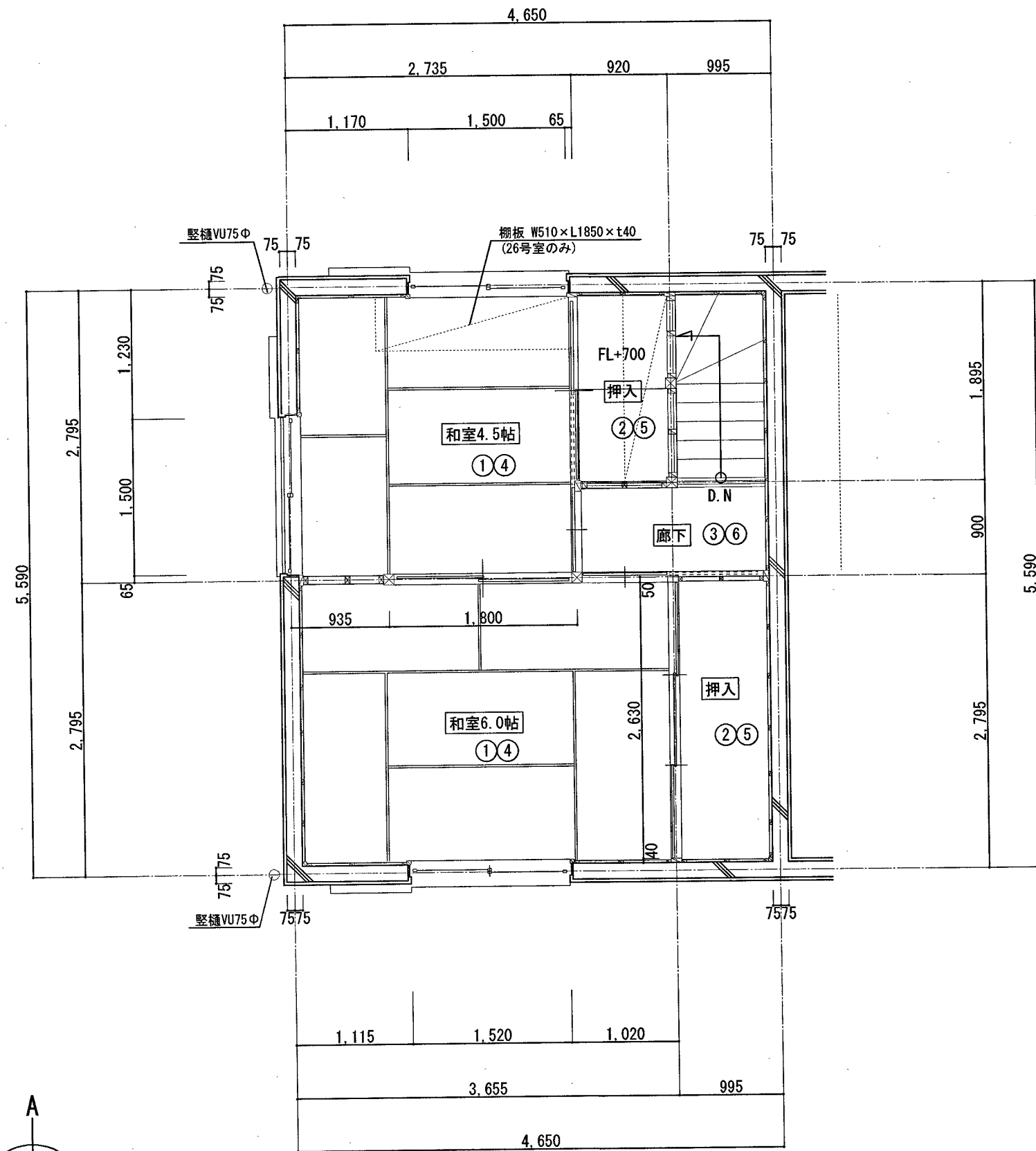
仕上表	
階段室	
①	床(踏込板共) : 米松 (ア)30 CL ※25号室は左記上、ビニル床シート張り (7)2.0
②	側板 : ラワン H=100 (ア)30 OS.CL
③	壁 : ラワンベニヤ(ア)4.0下地 壁紙張 (一部木下地)
④	天井 : ラワンベニヤ(ア)2.7下地 壁紙張 (木下地)
押入	
⑤	床 : ラワンベニヤ(ア)5.5
⑥	雑布摺 : 30×20
⑦	壁 : ラワンベニヤ(ア)4.0
⑧	天井 : ラワンベニヤ(ア)2.7
(A3 : 71%縮小)	
工事名	
春野関脇市営住宅13号棟解体工事	
図面名	
矩計図・階段詳細図(参考図)	
縮尺	
1/50,1/30	
高知市公共建築課	
係	係長 課長補佐 課長
図面番号	
A-10	

1階 内部仕上表			
床		幅木	
①	床用磁器タイル(下地タイル)	⑥	タイル幅木(下地タイル)及びタイルH=150 OS. CL
②	フローリング(ア)12 木製床組 (床束) 25号棟はフローリングの上でニル床シート張り	⑦	タイル H=100 OS. CL
③・25	フローリング(ア)12 木製床組	⑧	タイル寄せ 40×54
③・26	タイル(ア)54 木製床組	⑨	雑巾摺り 30×20
④	タイルタイル		
⑤	フローリング(ア)5.5 木製床組		



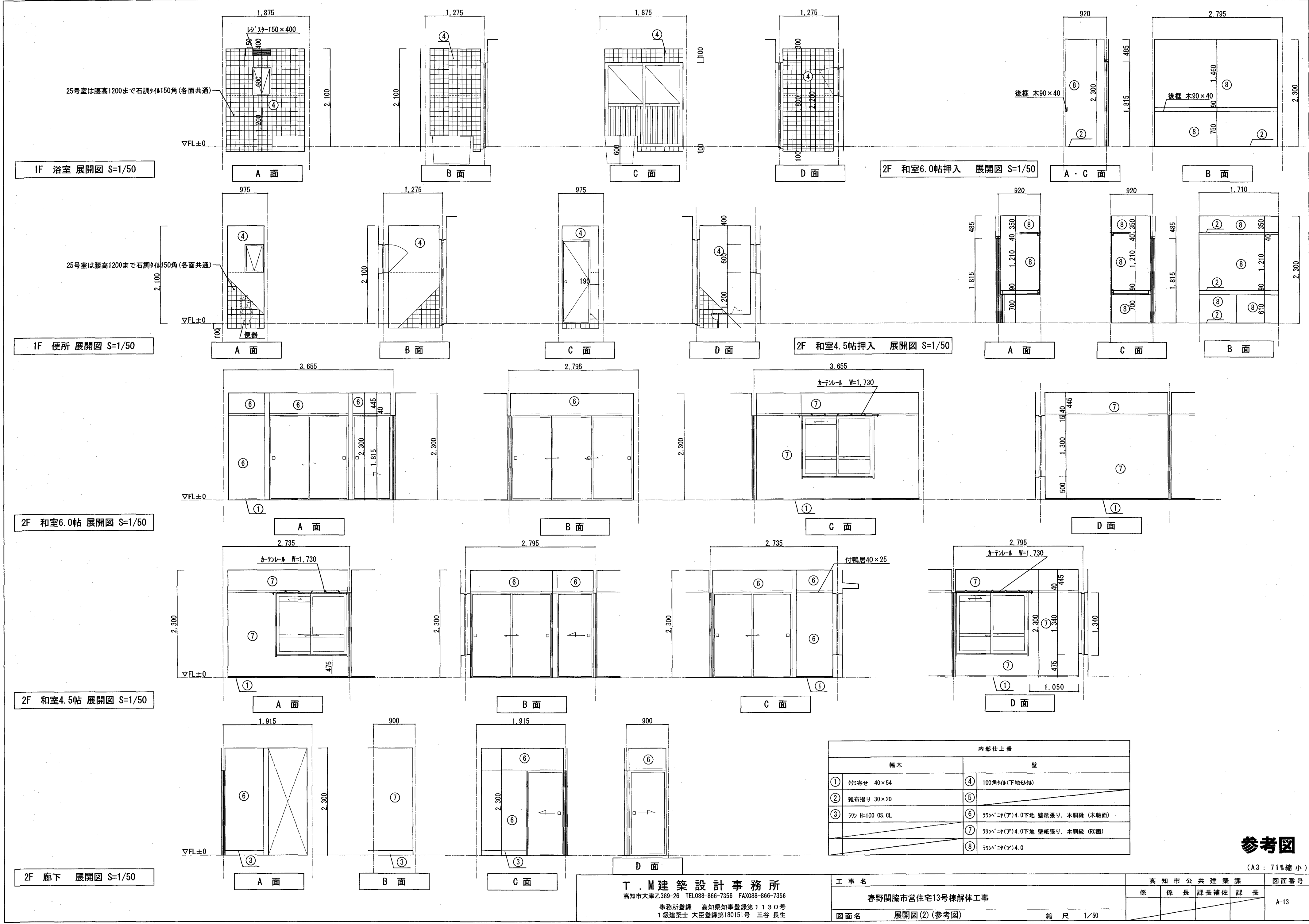
25号室 1階平面詳細図 S=1/50
※26号室は反転とする。(展開記号とも)

2階 内部仕上表			
床		幅木	
①	タイル(ア)54 タイルフローリング(ア)66下地	④	タイル寄せ 40×54
②	フローリング(ア)5.5	⑤	雑巾摺り 30×20
③	フローリング(ア)12 木下地 25号棟はフローリングの上でニル床シート張り	⑥	タイル H=100 OS. CL



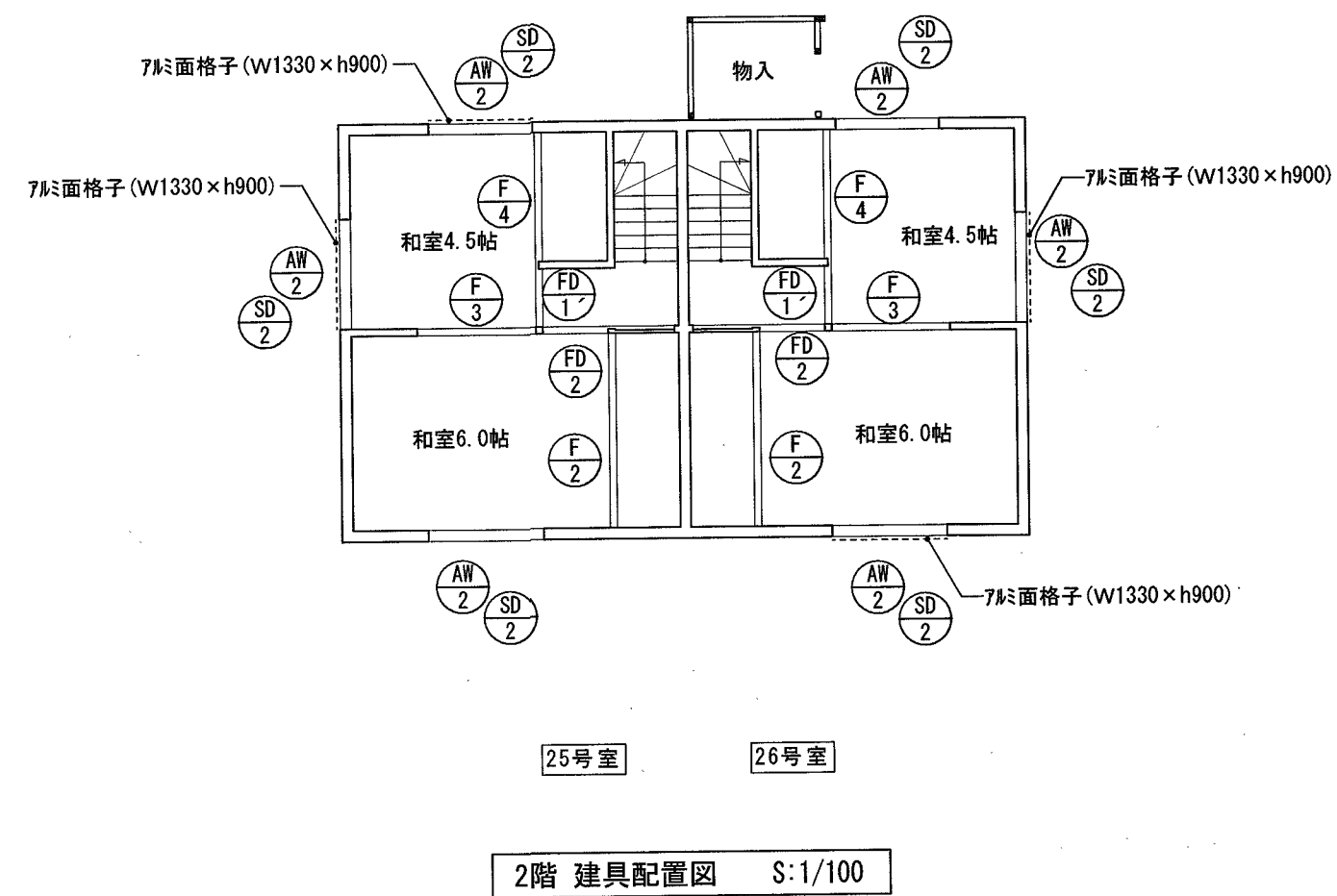
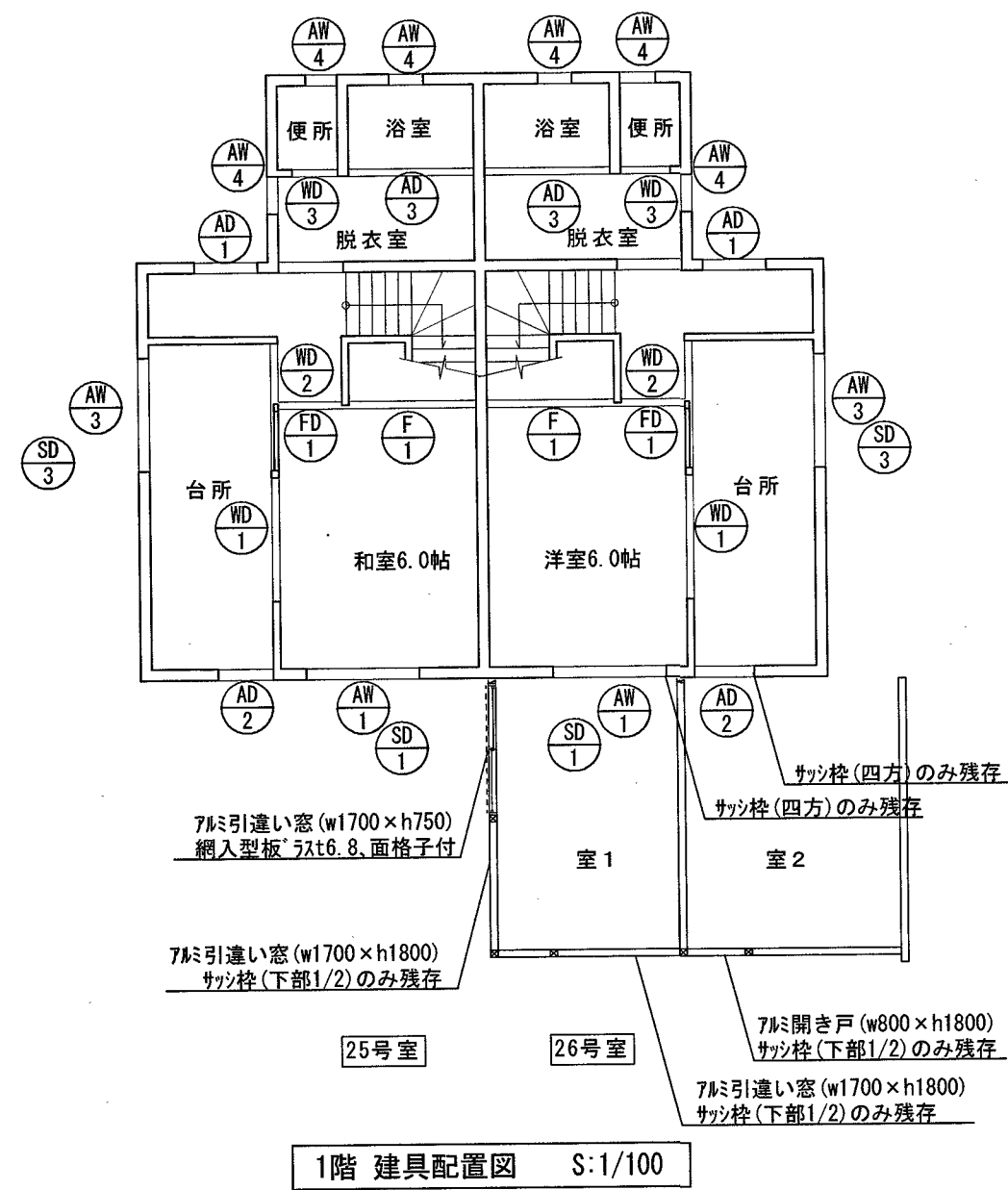
25号室 2階平面詳細図 S=1/50
※26号室は反転とする。(展開記号とも)

(A3: 71%縮小)



T.M建築設計事務所
 高知市大津乙389-26 TEL088-866-7356 FAX088-866-7356
 事務所登録 高知県知事登録第1130号
 1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 長生

工事名		高知市公共建築課				図面番号
春野閑脇市営住宅13号棟解体工事		係	係長	課長補佐	課長	A-13
図面名 展開図(2)(参考図)						
縮尺 1/50						

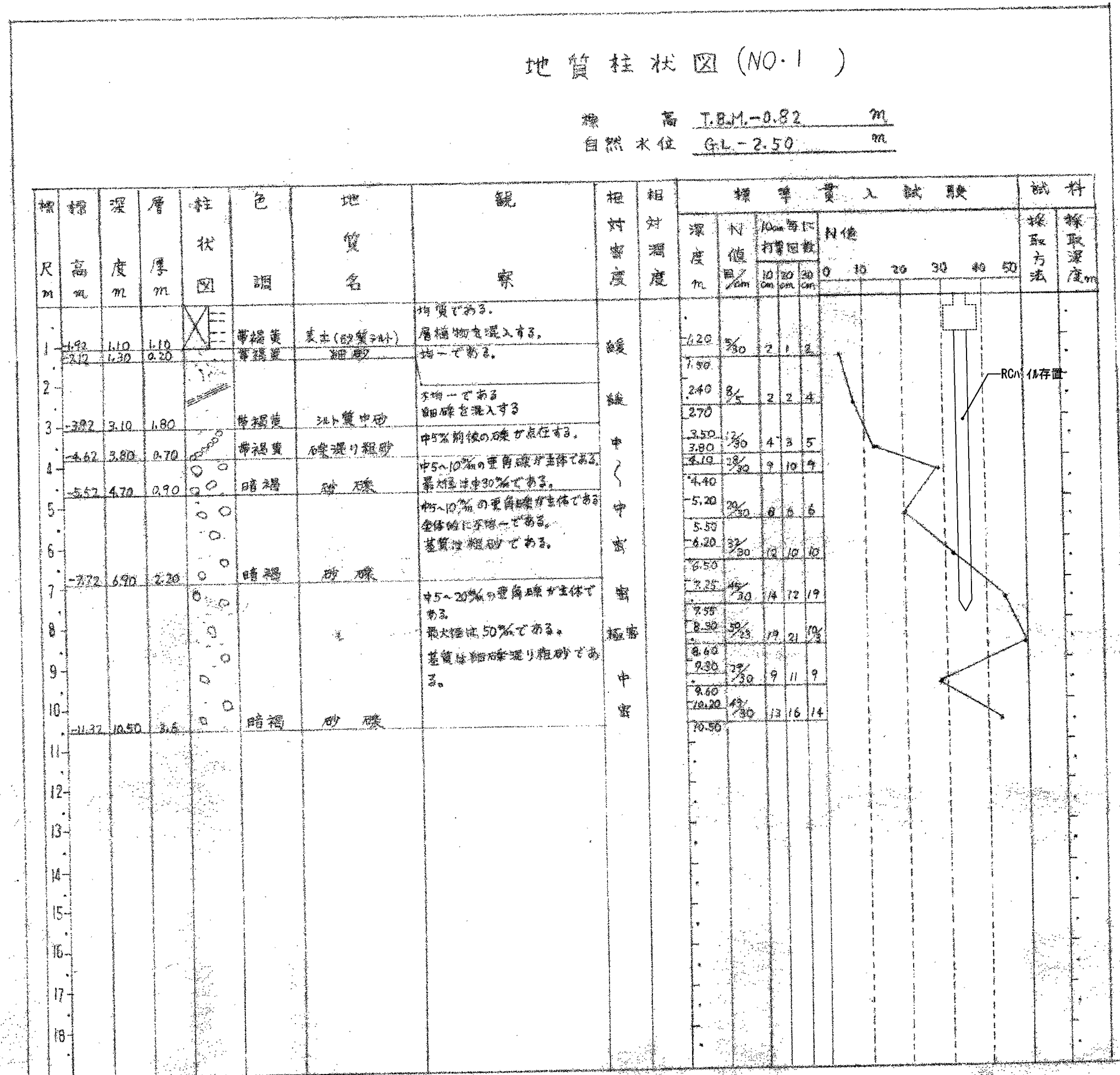
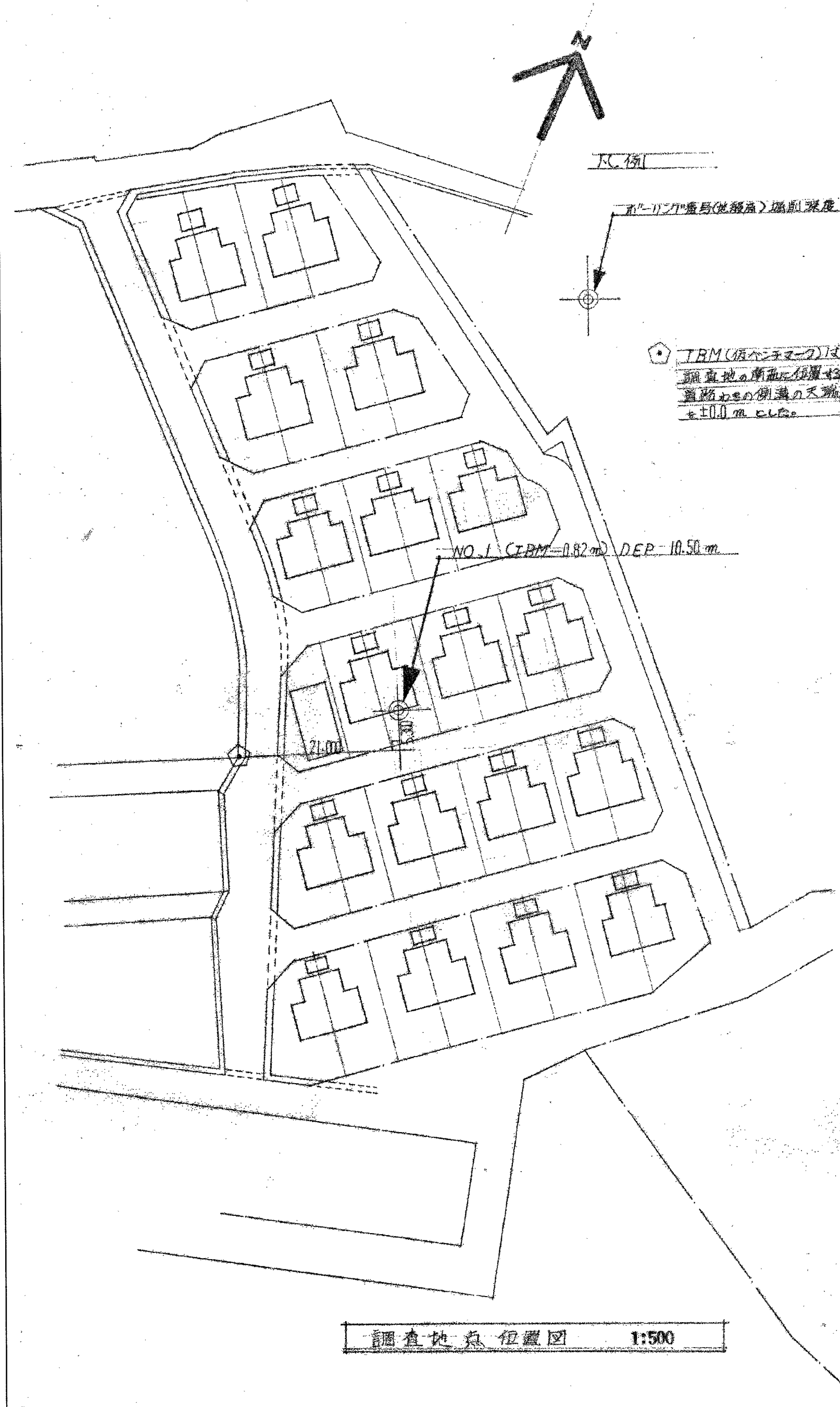


(A3: 71%縮小)

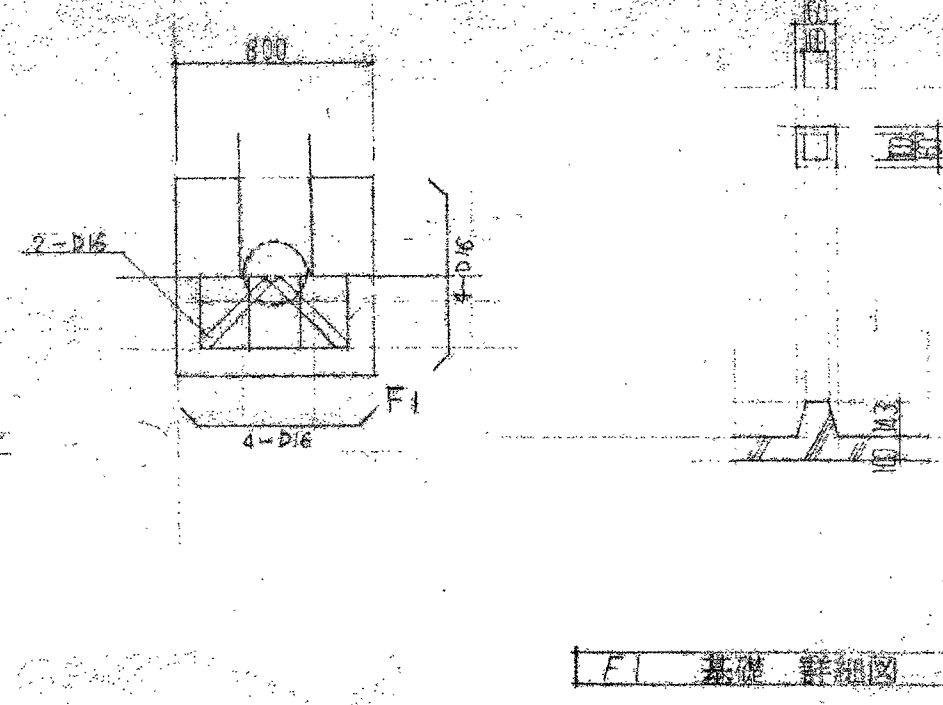
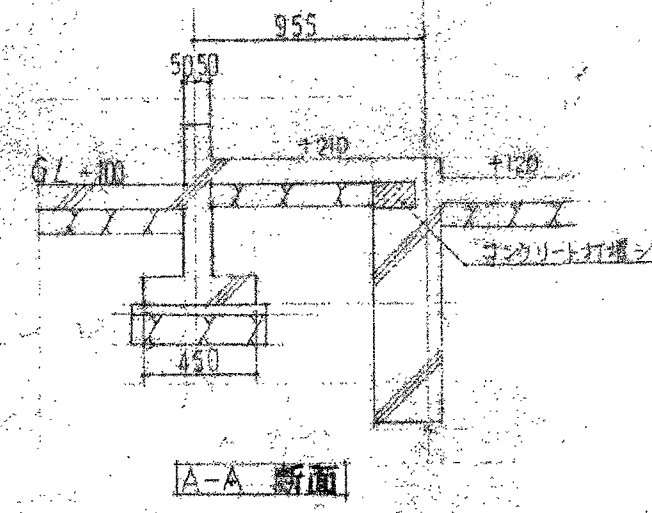
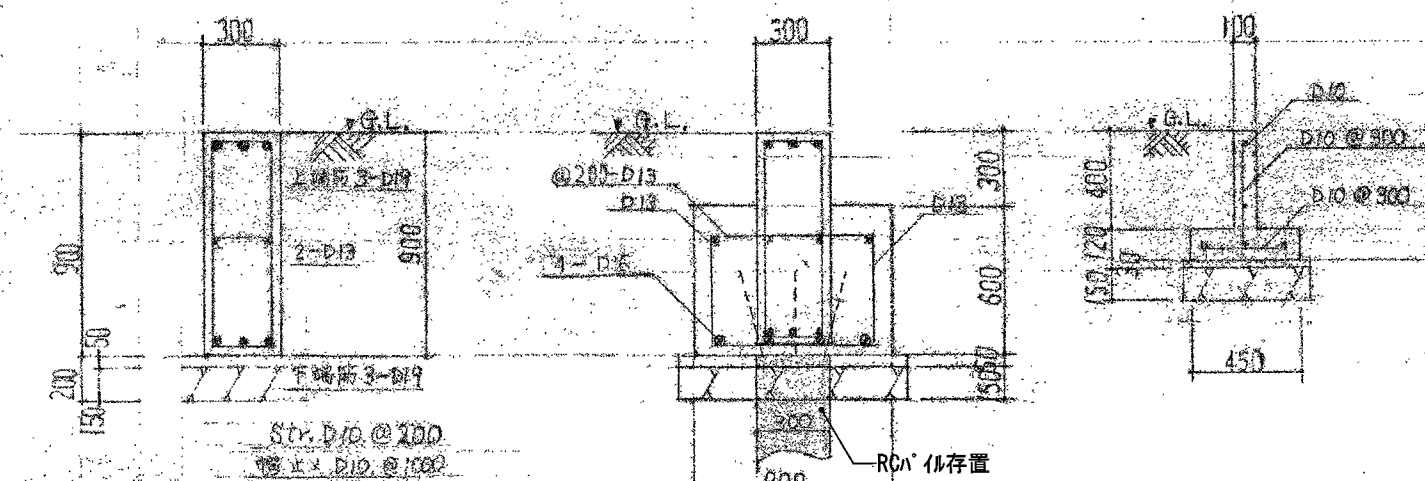
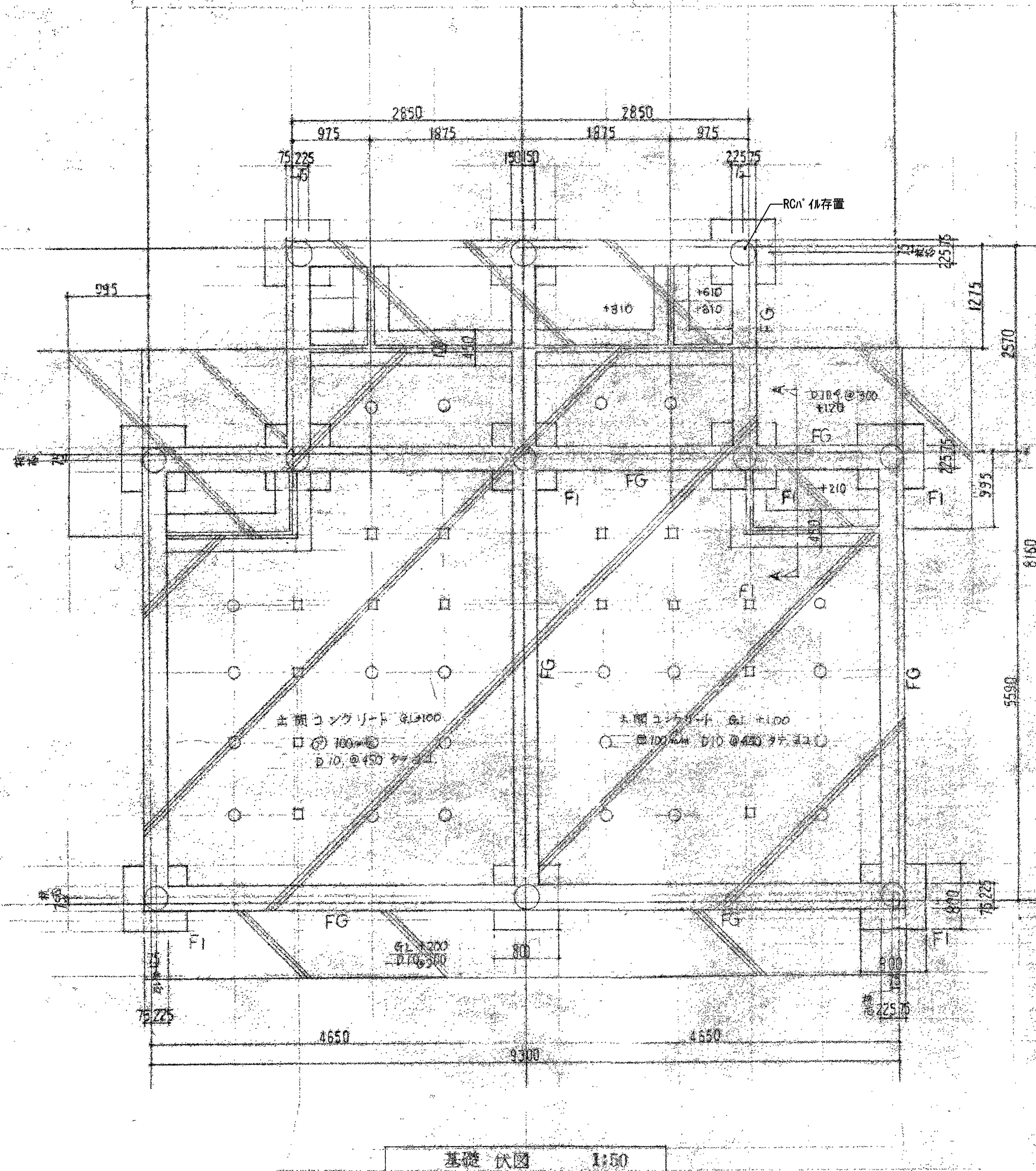
		T . M 建 築 設 計 事 務 所 高知市大津乙389-26 TEL088-866-7356 FAX088-866-7356 事務所登録 高知県知事登録第1130号 1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 長生		工 事 名		高 知 市 公 共 建 築 課				図面番号					
				春野関脇市営住宅13号棟解体工事		係		係 長		課長補佐		課 長		A-14	
				図面名		建具配置図(参考図)		縮 尺		1/100					

建具表 S-1/50							
記号	室名	AW 1 和室 6帖	AW 2 2F 和室 6帖・和室 4.5帖	AW 3 D.K	AW 4 浴室 便所 脱衣	AD 1 玄関	AD 2 D.K
形状	26号室はサツ柵(4方)のみ残存						26号室はサツ柵(4方)のみ残存
	数量	1カ所×2	3カ所×2	1カ所×2	3カ所×2	1カ所×2	1カ所×2
	形式	アルミサッシュ 引違イマド BL型	アルミサッシュ 引違イマド BL型	全 左	内倒シマド BL型	ランマ付 片開キ戸	片開キ カマチ戸
	寸法	1,500×1,800×60	1,500×1,300×60	1,500×900×60	400×600×60	800×2,400×60	800×1,800×60
	材質	アルミ	アルミ	全 左	全 左	アルミ	アルミ
金物	仕上	アルマイト	アルマイト	全 左	全 左	アルミフラッシュ	アルマイト
	硝子	トーメイガラス 厚3.0mm 下段 型板 厚4.0mm	トーメイガラス 厚3.0mm	全 左	型板ガラス 厚4.0mm	ランマ FIX トーメイ 厚3.0mm	トーメイガラス 厚3.0mm
	錠	クレセント	全 左	全 左	ラッチ	シリリダー錠 内部 サムターン付	シリリダー錠 内部 サムターン付【撤去】
金物		丁番	四方Lピース 可動網戸	四方Lピース 可動網戸	全 左・水切	ステンレス丁番 2 戸当ゴム付	ステンレス丁番 2
金物		其ノ他	四方Lピース 可動網戸	四方Lピース 可動網戸		マジックミラー Lピース ドアチェック(S付)	腰 アルミパネル 厚3.0mm
金物		其ノ他	アルミ格子 1,330×900	アルミ格子 1,330×900		郵便受 チェーン 査欄	Lピース ドアストッパー
記号	室名	AD 3 脱衣室	SD 1 和室 6帖	SD 2 2F 和室 4.5帖・6帖	WD 1 台所	WD 2 1F 台所	WD 3 便所
形状			26号室は無し				
	数量	1カ所×2	1カ所×2	3カ所×2	1カ所×2	1カ所×2	1カ所×2
	形式	引違イ カマチ戸	2枚 スチール雨戸	全 左	引違イ 硝子障子	引込 フラッシュ戸	片開キ フラッシュ戸
	寸法	1,650×1,800×60	1,600×2,018	1,600×1,528	1,700×1,815×30	865×1,830×30	600×1,800×30
金物	材質	アルミ	ヨド雨戸 又は 同等品以上	全 左	四方スプルス	全 左	全 左
	仕上	アルマイト		全 左	CL塗装	台所側ラワンベニヤ 厚2.7mm ビニールクロス貼	脱衣側ラワンベニヤ 厚2.7mm下地 壁紙
	硝子	型板ガラス 厚4.0mm			型板ガラス 厚2.0mm	ホール側ラワンベニヤ 厚2.7mm クロス貼	便所側ラワンベニヤ ポリ合板貼
金物		錠	引戸錠				表示錠(サムターン)
金物		丁番	付属金具 一式	全 左	全 左	平戸車 ステン角形引手	ステンレス丁番 2
金物		其ノ他	Lピース 水切		平戸車 ステン角形引手		
記号	室名	FD 1 1F和室 6帖・2F和室 4.5帖(2ヶ処)	FD 2 2F 和室 6帖	F 1 1F 和室 6帖	F 2 2F 和室 6帖	F 3 2F 和室 6帖	F 4 2F 和室 4.5帖
形状							
	数量	2カ所×2	1カ所×2	1カ所×2	1カ所×2	1カ所×2	1カ所×2
	形式	引込戸 襖	全 左	襖	全 左	全 左	全 左
	寸法	FD-1 891×1,815×30 FD-1' 871×1,815×30	891×1,815×30	1,719×1,815×21	2,630×1,815×21	1,700×1,815×21	1,739×1,815×21
	材質	木 製	全 左	新沙貼 枠 ウルシヌリ	全 左	両面 新沙貼 枠 ウルシヌリ	新沙貼 枠 ウルシヌリ
金物	仕上	6帖側ラベニヤ 厚2.7mm 新沙貼	4.5帖側ラベニヤ 厚2.7mm 新沙貼				
	硝子	ローカ側ラベニヤ 厚2.7mm クロス貼	ローカ側 プリント合板貼				
	錠	枠 ウルシヌリ	枠 ウルシヌリ				
金物		丁番					
金物		其ノ他	ステン角型引手 フスマ用角型引手	ステン角型引手 フスマ用角型引手	フスマ用角型引手	全 左	全 左
金物		其ノ他	平戸車 FD-1' ローカ側 プリント合板貼	〃			

(A3: 71%縮小)



調査地点位置図 1:500



統一 JIS 5310
Y.H. RC パイル 同等品以上

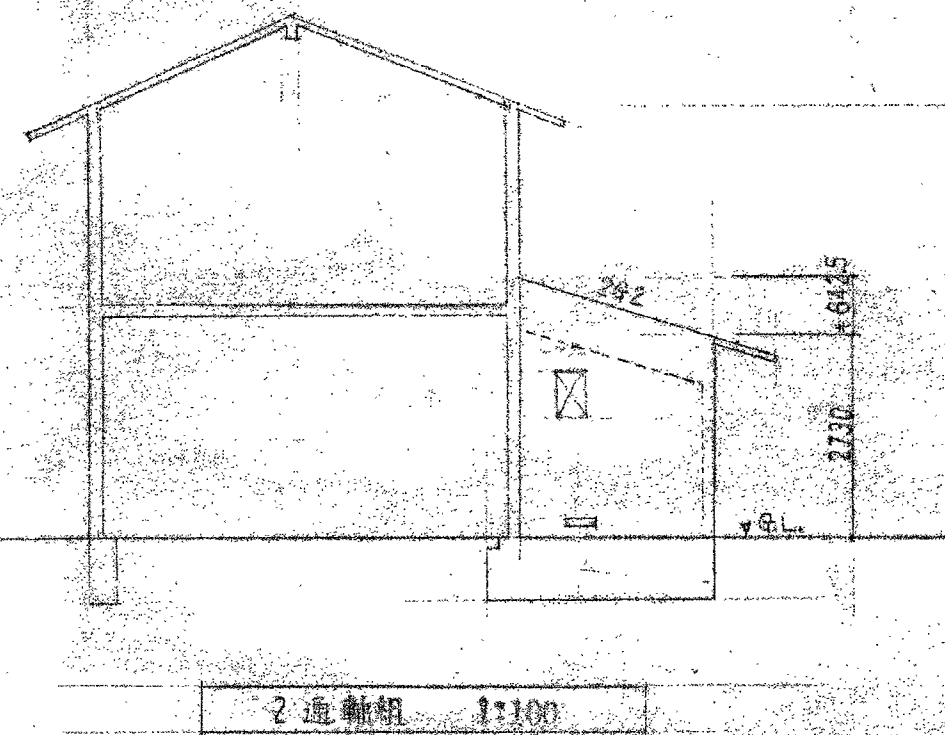
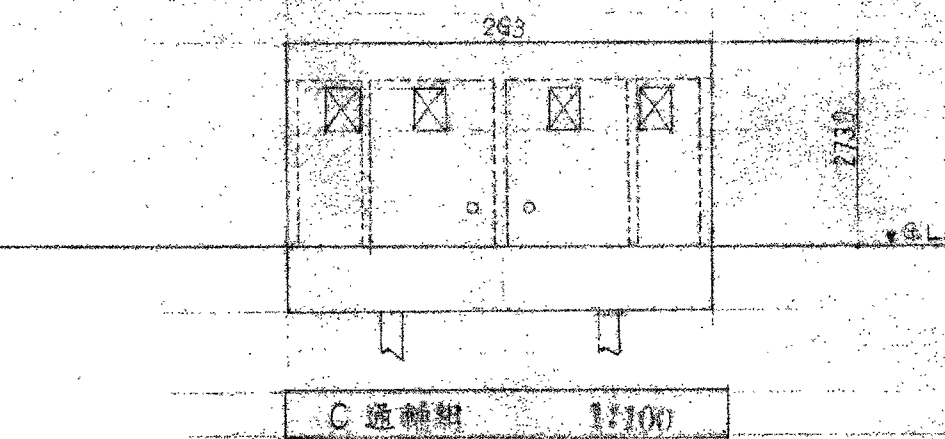
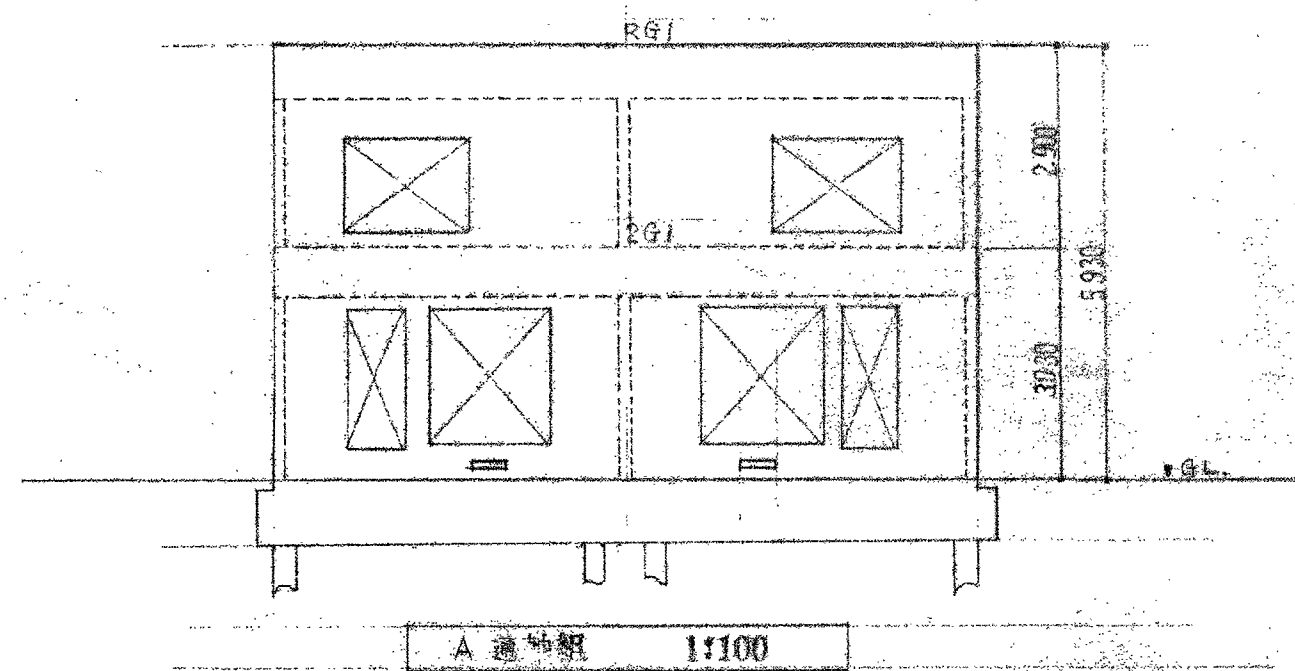
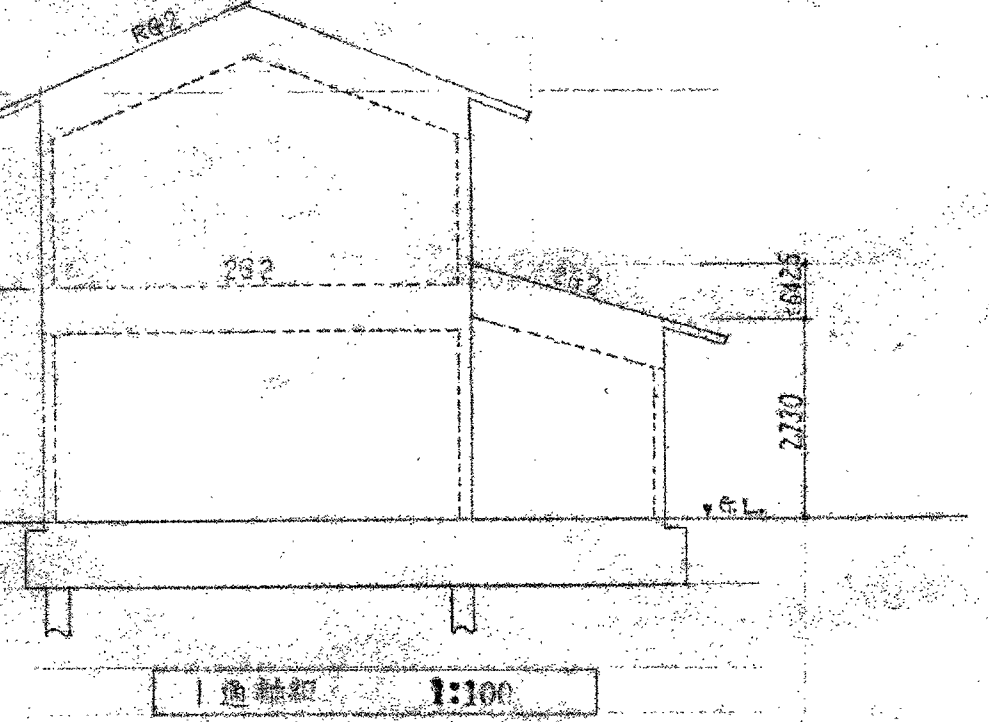
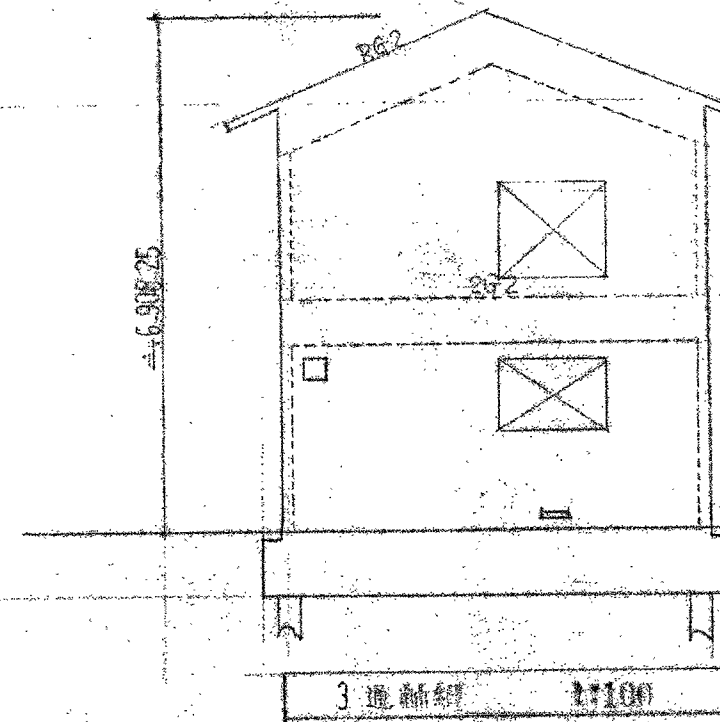
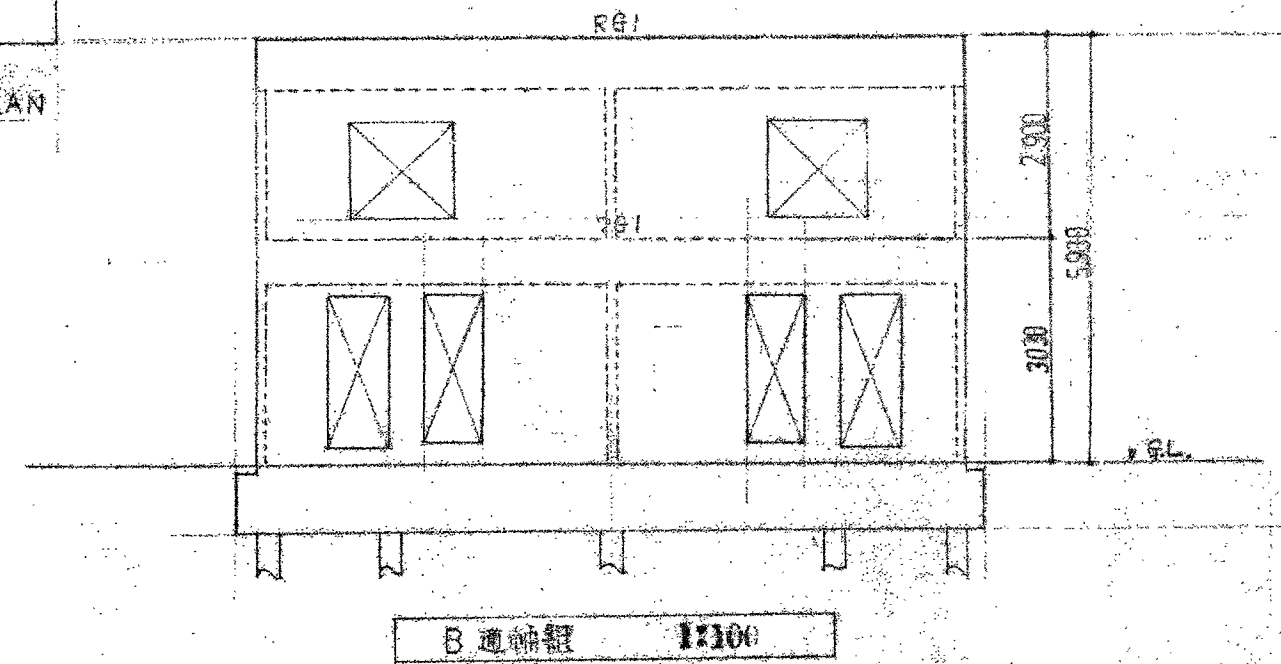
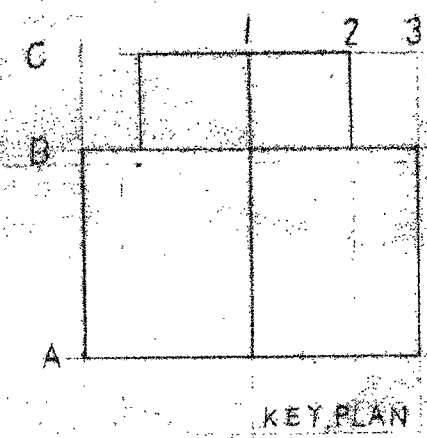
土間コンクリート部分ハダテ構造体より要し筋サスル等

(A3: 71%縮小)

T.M 建築設計事務所
高知市大津乙389-26 TEL088-866-7356 FAX088-866-7356
事務所登録 高知県知事登録第1130号
1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 長生

工事名	春野関脇市営住宅13号棟解体工事
図面名	基礎伏図・基礎詳細図(参考図)
縮尺	1/50, 1/30

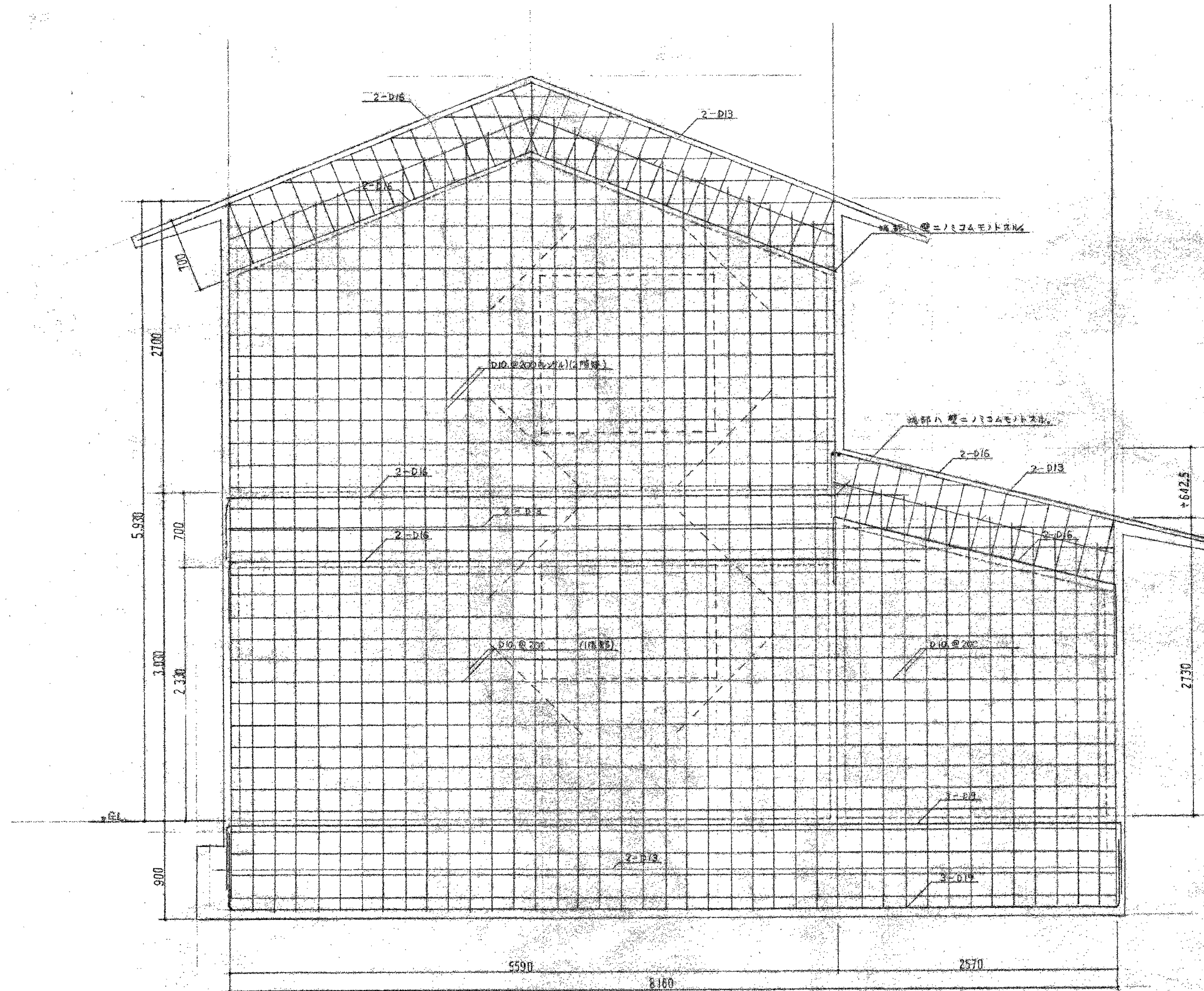
高知市 公共建築課	図面番号
係 係長 課長補佐 課長	B-02



(A3: 71%縮小)

T.M建築設計事務所
高知市大津乙389-26 TEL088-866-7356 FAX088-866-7356
事務所登録 高知県知事登録第1130号
1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 長生

工 事 名		高 知 市 公 共 建 築 課				図面番号
春野関脇市営住宅13号棟解体工事		係	係 長	課長補佐	課 長	B-04
図 面 名		軸組図(参考図)		縮 尺		1/100

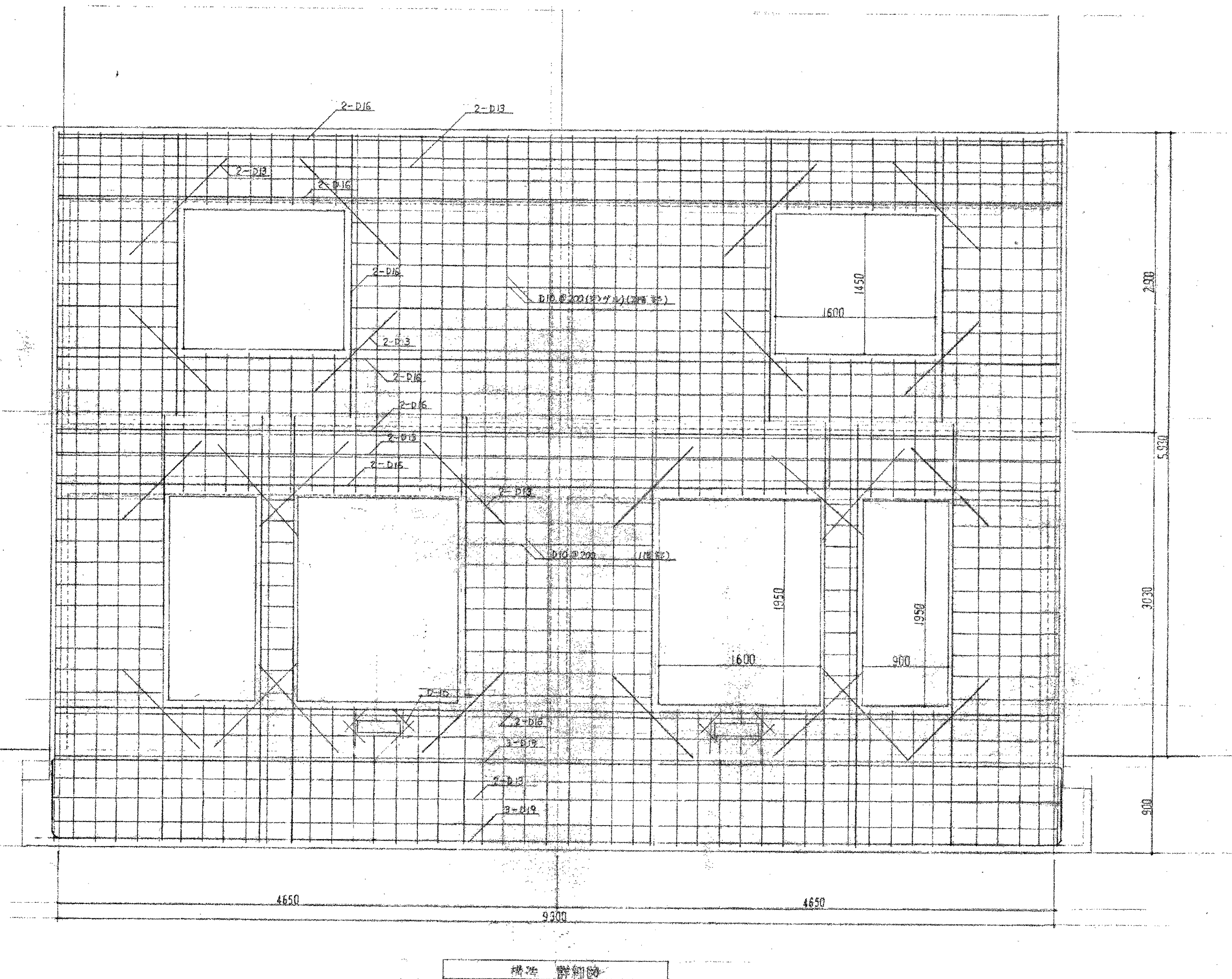


構造詳細図

(A3: 71%縮小)

T.M建築設計事務所
高知市大津乙389-26 TEL088-866-7356 FAX088-866-7356
事務所登録 高知県知事登録第1130号
1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 長生

工事名		高知市公共建築課				図面番号
春野関脇市営住宅13号棟解体工事		係	係長	課長補佐	課長	B-07
図面名 構造詳細図1 (参考図)						
		縮尺 1/30				

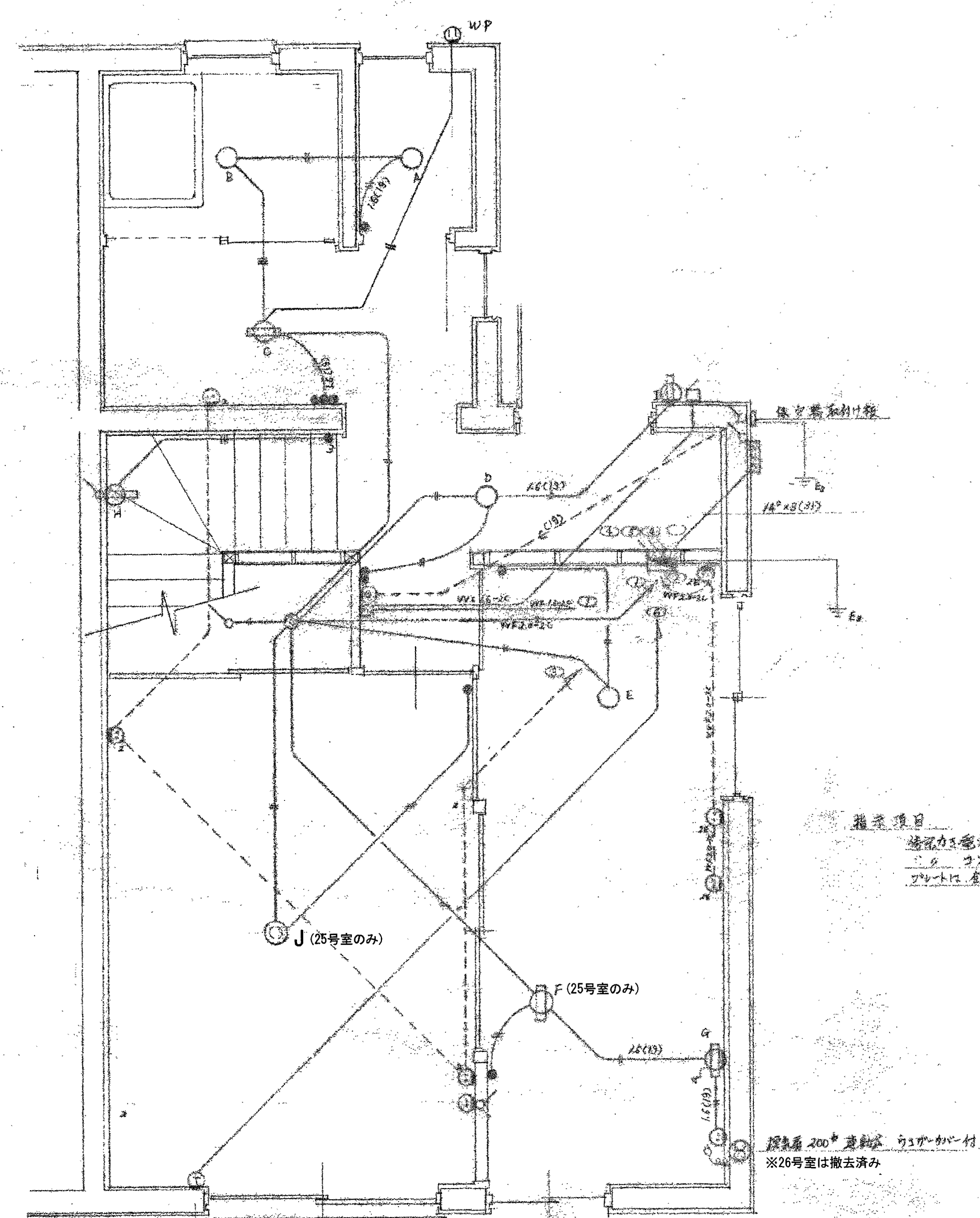
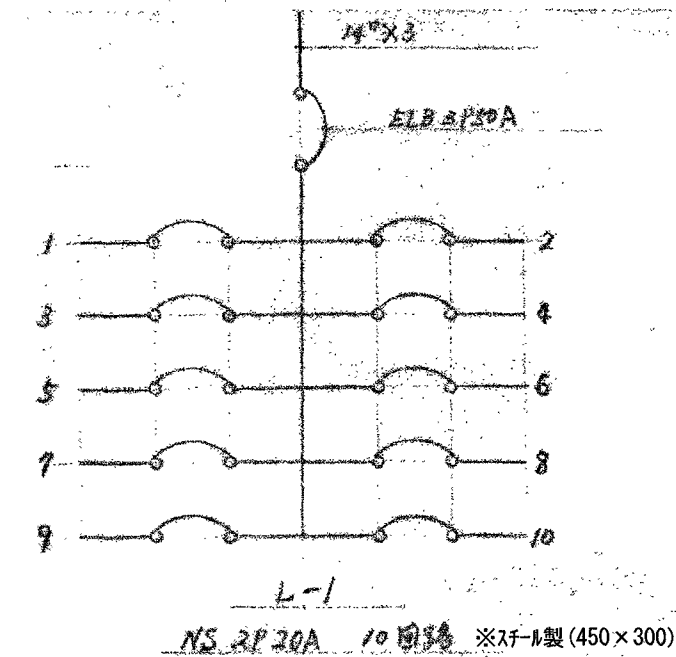


(A3 : 71%縮小)

T.M建築設計事務所
高知市大津乙389-26 TEL088-866-7356 FAX088-866-7356
事務所登録 高知県知事登録第1130号
1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 長生

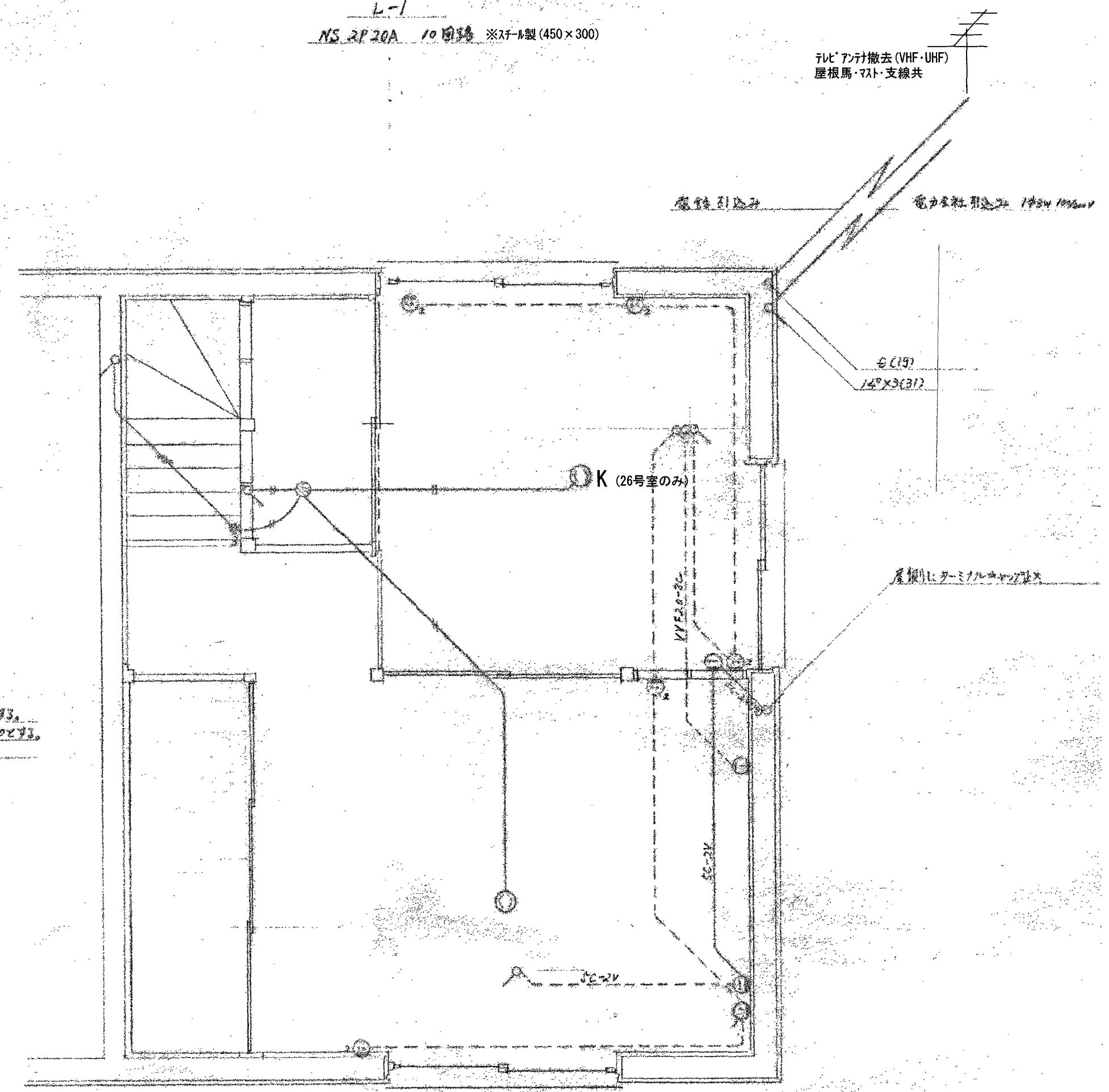
工事名	高知市公共建築課
春野関脇市営住宅13号棟解体工事	係 係長 課長補佐 課長
図面名	構造詳細図2(参考図) 縮尺 1/30

図面番号	B-08
------	------



26号室

1F 平面図



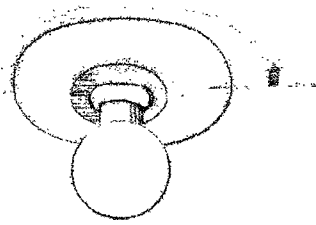
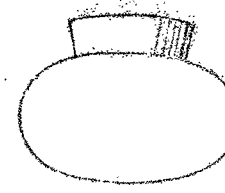
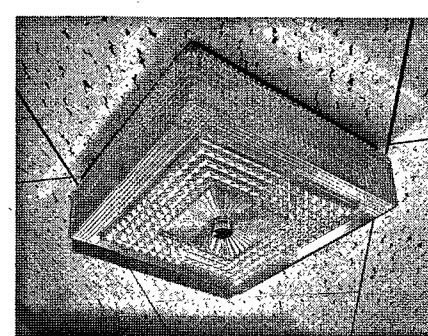
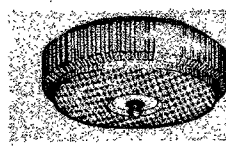
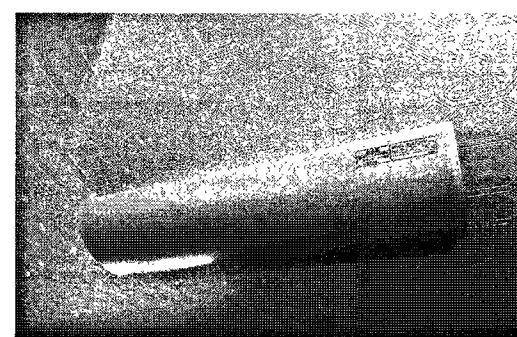
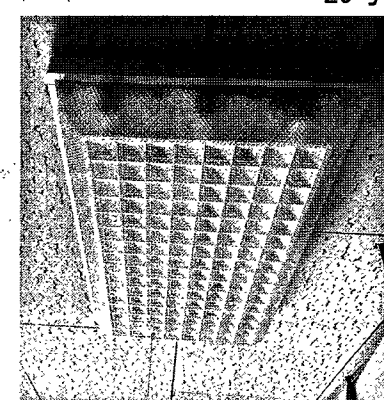
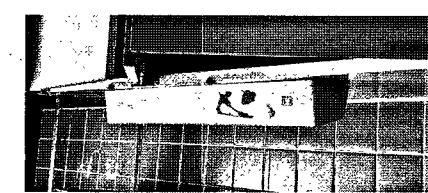
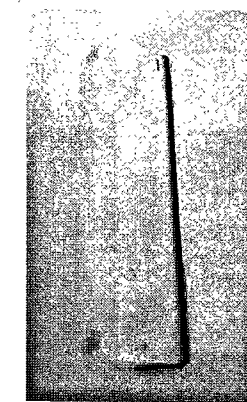
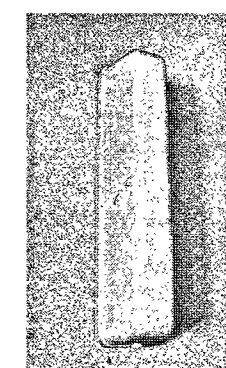
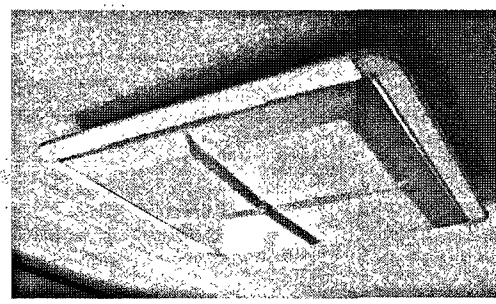
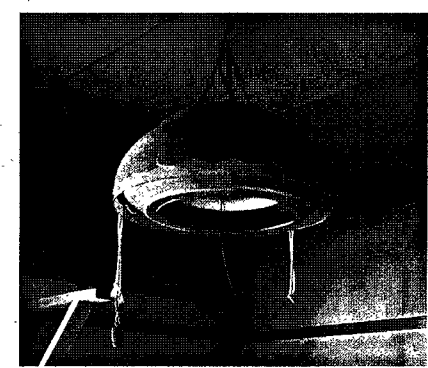
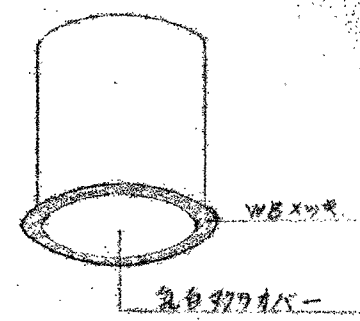
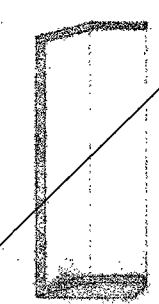
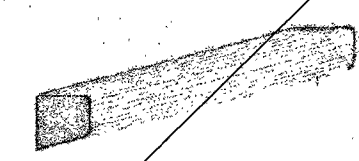
26号室

2F 平面図

※25号室は26号室と左右対称とする。

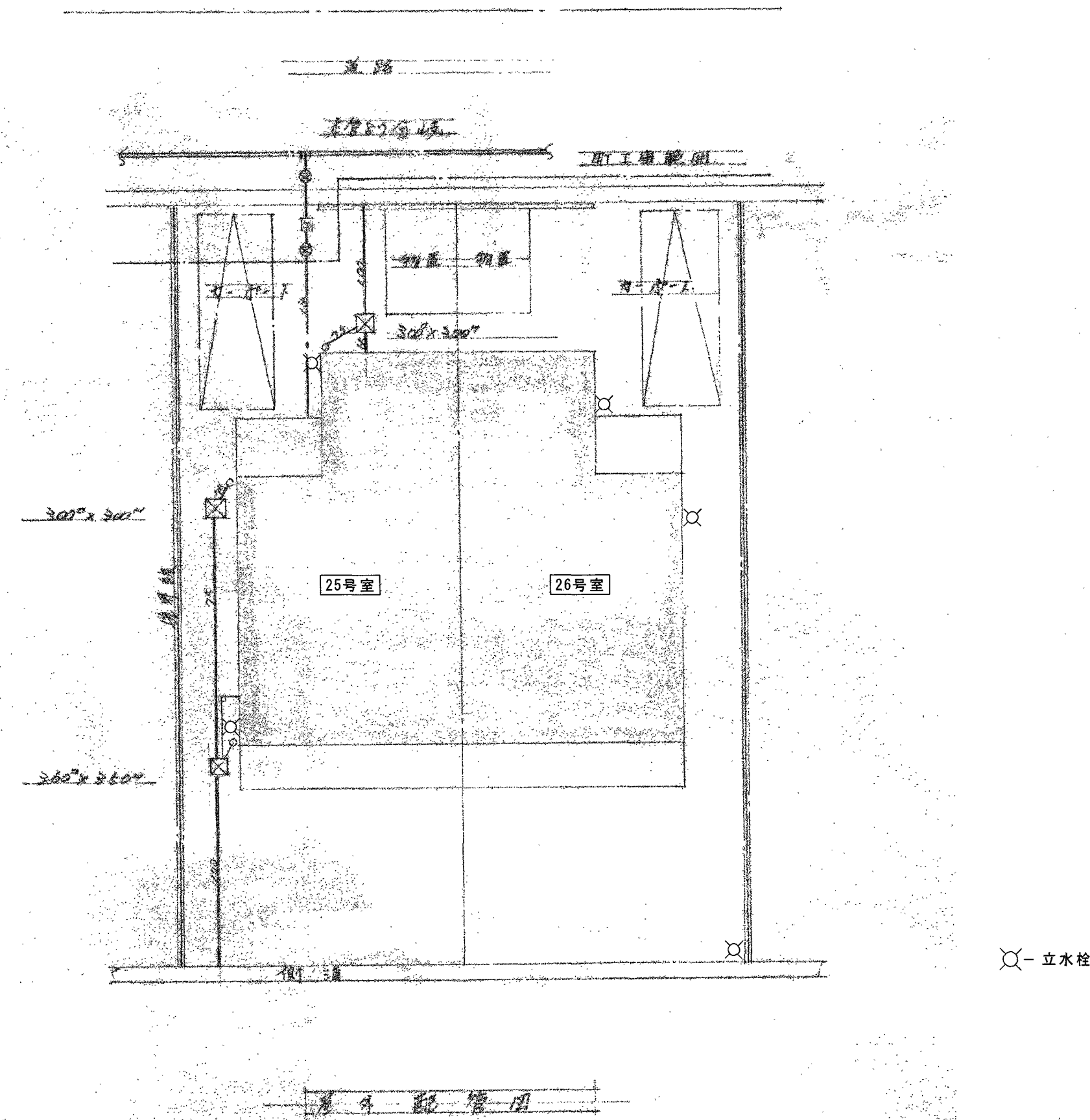
参考図

※蛍光灯の安定器は全てPCBは使用されていない。

① LD 1617S 白熱灯 60W 26号室 	② LCW 1203 白熱灯 60W 共通 	③ HA3171 蛍光灯 28W×1 共通 	④ FCP 3231 蛍光灯 28W×1 26号室 (カバーは焼失) 	⑤ FP2042 蛍光灯 18W×2 25号室 
⑥ HA6245 蛍光灯 18W×3 25号室のみ 	⑦ 蛍光灯 15W×1 共通 	⑧ HHW620T 蛍光灯 10W×1 共通 	⑨ HA3171 蛍光灯 10W×1 共通 	⑩ KLT-E1203 (W) 蛍光灯 32W×4 25号室のみ 
⑪ BL-332D 蛍光灯 28W×2 26室のみ 	⑫ 白熱灯 60W 25号室 	⑬ KV-4632R 	⑭ FV-W200081-WB 	⑮ FV-2581SL 
⑯ LC-A1-01 				

(A3: 71%縮小)

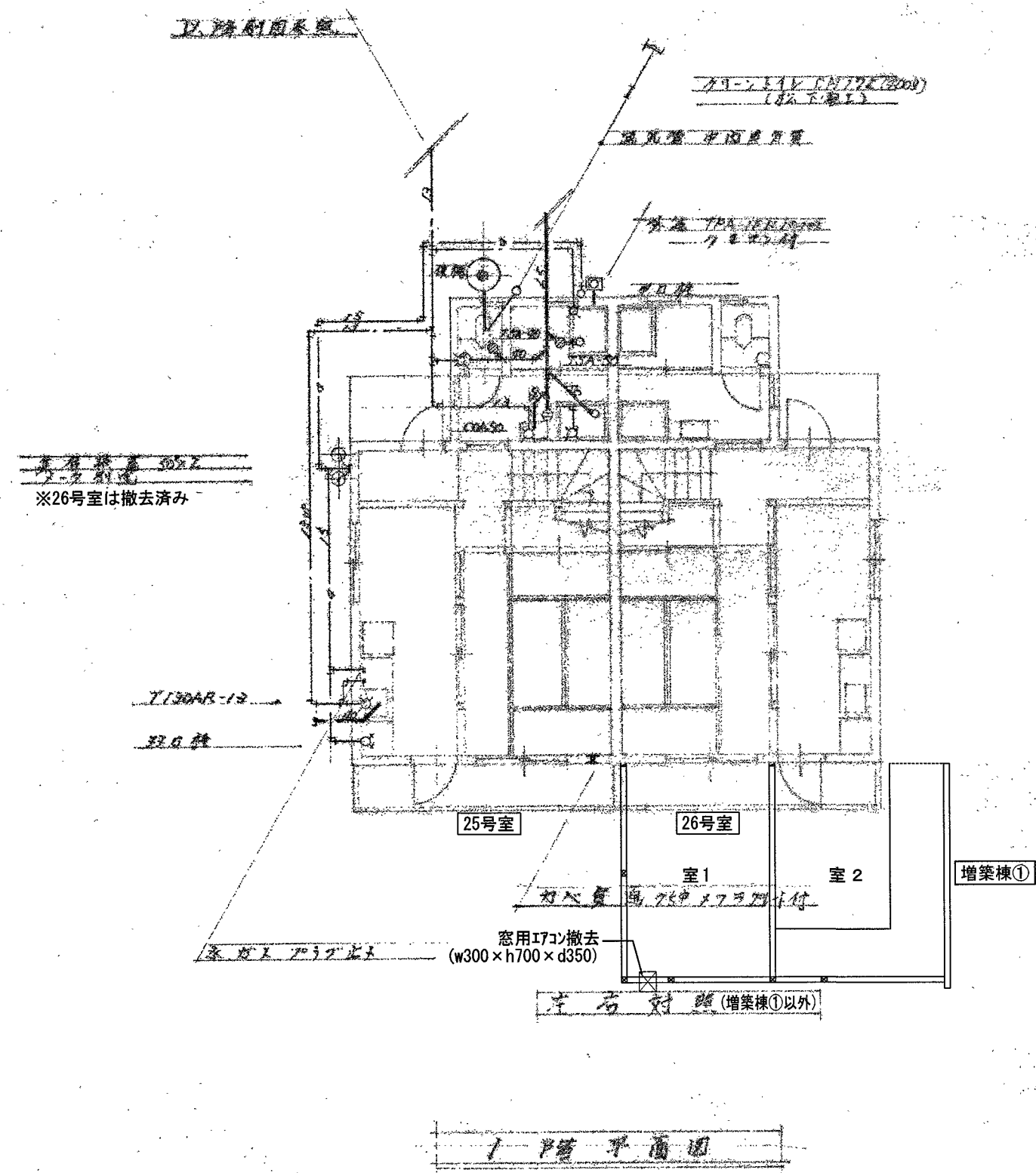
T.M建築設計事務所 高知市大津乙389-26 TEL088-866-7356 FAX088-866-7356 事務所登録 高知県知事登録第1130号 1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 長生				工事名 春野関脇市営住宅13号棟解体工事		高知市公共建築課				図面番号 E-02
				図面名 照明器具姿図 (参考図)	縮尺 -	係 係長	係長補佐	課長		



※26号室は25号室と左右対称とする。

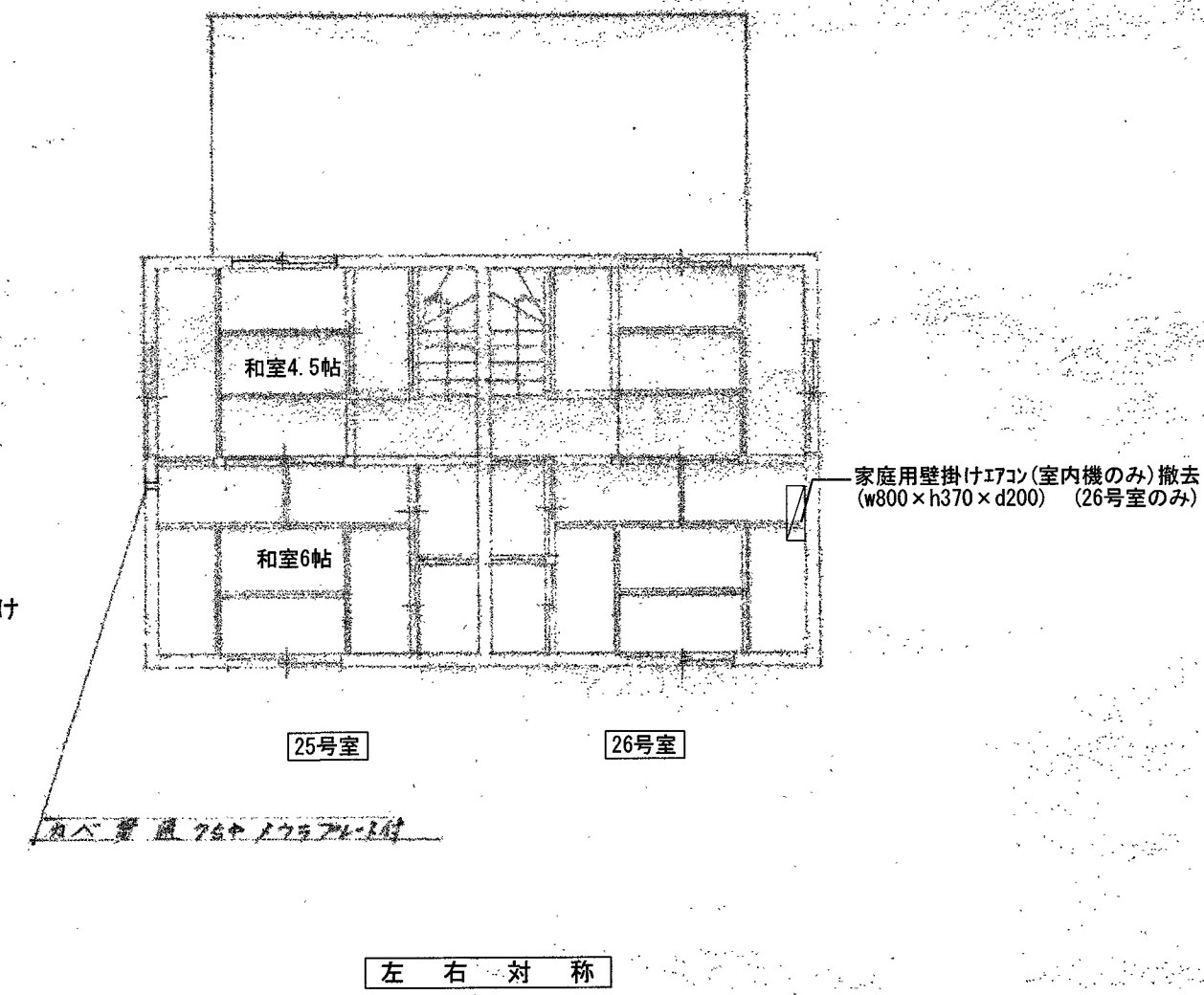
(A3: 71%縮小)

		T . M 建 築 設 計 事 務 所 高知市大津乙389-26 TEL088-866-7356 FAX088-866-7356 事務所登録 高知県知事登録第1130号 1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 長生		工 事 名		高 知 市 公 共 建 築 課				図面番号	
				春野関脇市営住宅13号棟解体工事		係	係 長	課長補佐		課 長	M-01
						図面名		給排水ガス設備 屋外配管図(参考図)		縮 尺	



名称	数量	備
浴槽	730×700 (浴槽)	※26号室のみ
洗面台	740×20	※25号室のみ
洗面台	740×20	※26号室のみ
化粧鏡	5-5	※26号室のみ
洗面鏡	7-600	※26号室のみ
水栓	T130AR-13	1
水栓	T1300-13	1
化粧鏡	T2-119F3	1
タオル掛	T2-113A2	1
浴槽	1050×700 (ステンレス)	1

※26号室増築棟①の窓用エアコン及び2階和室6帖の家庭用壁掛けエアコンは撤去し、指定する場所(A-03)に集積



(A3: 71%縮小)